

1935年フランス社会保険改革

中 上 光 夫

はじめに

フランスにおける社会保障制度の設立は、1930年4月30日付けの社会保険法 (la loi du 5 avril 1928 sur les assurances sociales modifiée par la loi du 30 avril 1930) の制定をもって嚆矢とするということができよう。社会保険制度を基礎にして第二次大戦後の社会保障制度が作り上げられたのである。1930年の社会保険法は、大戦直後の社会保障制度設立を定めた一連の諸立法によって取って代わられる前に、1935年10月28日付けの「社会保険制度を修正するデクレ (商工業の被保険者に適用される制度) (Décret modifiant le régime des assurances sociales (régime applicable aux assurés du commerce et de l'industrie))」¹⁾によって大きな改正がなされた。この社会保険改革の内容を明らかにし、検討することが本稿の課題である。

注1) 「社会保険制度を修正するデクレ (商工業の被保険者に適用される制度)」のほか1935年10月30日付けの「社会保険制度を修正するデクレ (農業の被保険者に適用される制度)」が布告されており、両者が相まって1930年の社会保険法を改定したといわなければならない。ただし、本稿では後者については取り上げていない。2つの「社会保険制度を修正するデクレ」は、1935年10月30日付けの大統領宛の報告が添えられて、1935年10月31日付け官報に掲載された。ここでは、次のものに拠っている: Décret modifiant le régime des assurances sociales (régime applicable aux assurés du commerce et de l'industrie), *JOURNAL OFFICIEL DE LA REPUBLIQUE FRANÇAISE*, le 31 Octobre 1935, (以下, Décret du 28 Oct. 1935, *J. O.*, 31 Oct. 1935. と略称), pp. 11588-11606.

1. 1930年から1935年にかけての社会保険の状況

1930年4月に社会保険法が成立し、7月1日からの実施後数週間で何百万人も被保険者が登録を行い、すぐに何百万もの被保険者のカードが作成された。雇主も、ごく少数を除いて、労働者の賃金から保険料の天引きを行い、雇主拠出分を加えた保険料額を証紙に換えて、それらを彼らのもとに届けられたカードや票に糊付けしていた。1910年の労働者農民退職年金法実施のときとは違って、社会保険の実施に抵抗する人は少なかったのである。こうして、1935年10月28日付けデクレに添えられた1935年10月30日付け大統領宛の報告によれば、経済的な苦境と大量の失業にもかかわらず²⁾、社会保険被保険者数は880万人で、700万人以上の賃金労働者(サラリエ)が拠出し、そのうち550万人は規則的に拠出していた。さらに、1930年から1934年までで、被保険者は天引きにより73億フラン、雇主は76億8千フラン、国は25億フランを拠出し、同じ期間に、45億フランが疾病・出産・死亡の給付の支払いに、18億フランが労働者老齢年金と廃疾年金の支払いに、4億フランが金庫の管理費に充てられ、給付のサービスを担当している1200機関の財産を構成することになった剰余金は、1934年12月31日現在、賦課方式の金庫の資産として19億フラン、積立方式の金庫の資産として52億フラン、一般保証金庫には30億フランあり、分配されていない拠出金の残高としては10億フランが供託金庫に残されていると述べ、こうした数字が評価するに値するものであることを明らかにした。

しかし、社会保険の実施は多くの混乱を伴っていた。その実施のために夥

2) フランスでは、1920年代の繁栄が1931年まで続いたあとで、1931年末から1938年まで恐慌の時代が続く。1935年に経済恐慌は頂点に達した。François Caron, *Histoire Economique de la France, XIXe-XXe siècles*, Paris, 1981, 邦訳, F. キャロン著, 原輝史監訳『フランス現代経済史』, 早稲田大学出版部, 1983年, 284-292頁, および, 中木康夫著『フランス政治史・中』, 未来社, 1975年, 第三部第二章(56-122頁)参照。

しい数の規則が発せられ、官報を埋めた。それでも、解決すべき問題が毎日出てきた。社会保険法の補遺としての文書が二百にも上っていても、施行規則や補則は十分な対応策をもたらしてはいなかった。実際に社会保険の実施を担当する金庫も、しばしば特定の問題や状況において、規則や先例に基づいて判断することができない中で、決定を下していかなければならなかった。強制的な社会保険の原則は受け入れられたにしても、こうした社会保険の実施は、しばしばかなり活発な批判を引き起こしており、法成立直後から政府や議員から多数の修正法案も提出されていたのだが、社会保険法の法文のいくつかの特殊な点について修正されただけであった。

1935年10月に至って、政府は、十分な経験が得られたので、議会によって提示された諸法案と、フランス共済組合全国連盟、共済組合と社会保険の協調委員会³⁾、金庫の諸連盟、雇主団体や労働組合等関係諸団体によって精緻化された諸法案とを考慮しつつ、1930年法の規定全体を改正し、実施方法を緩和し簡素化することができると判断して、「社会保険制度を修正するデクレ」⁴⁾を発令したのだった⁵⁾。

3) 社会保険の実施当初は、金庫の管理者たちも大きな責任と同時に広範な活動権限を持っており、同じ問題に対して彼らが異なる決定を下すのを回避するために、全国レベルで設置されたのが「共済組合と全国社会保険金庫連合の一般協調委員会 (Comité général d'entente de la Mutualité et des Unions nationales de caisses d' assurances sociales)」であった。Romain Lavielle, *Histoire de la Mutualité — Sa place dans le régime français de la Sécurité sociale* —, Librairie Hachette, 1964, p. 113.

4) このデクレは「政府によって採用された、法律 (loi) 並の効力を持つデクレ」という意味のデクレ・ロワ (décret-loi) であり、一般に1935年10月28日のデクレ・ロワと呼ばれるが、前掲の官報ではデクレと記載されている。なお、デクレ・ロワは「委任立法」とも訳されるが、政府に、目的と期間を限定し、国会の追認を条件として——実際には追認を拒否できない——立法権を認めるという、憲法違反的な制度に基づいた法律の形態であった。山口俊夫著『概説フランス法・上』、東京大学出版会、1982年、96頁参照。

5) Rapport au Président de la République Française dans le Décret du 28 Oct. 1935, *J. O.*, 31 Oct. 1935, p. 11588 ; Lavielle, *op. cit.*, pp. 108-113.

2. 1935年10月28日付けデクレ

(1) 1935年10月28日付けの「社会保険制度を修正するデクレ」(以下、35年デクレと略称する)は1930年4月30日付けの社会保険法(以下、30年法と略称する)に非常に多くの修正を加えたものであり、法典編纂のように、30年法を全面的、徹底的に作り直したものだといわれた。全体が6編に分けられているという点は同じあるにしても各編の内容は大幅に組み替えや修正がなされ、条項はより論理的に再編成されて、30年法で84条あった条項数が35年デクレでは43条に減らされた——その代わりに、各条の項目の数は増えたが——。それまでに出了された他の多くの規則やデクレや回状にできるだけ頼らずに済むように、社会保険に関する諸法規の規定の大半が35年デクレの中に含まれていた⁶⁾。以下では、35年デクレの諸規定は30年法の諸規定⁷⁾がどのように改められたものであるのか両者の異動を明らかにするという視点から、だいたい35年デクレの条項の順に沿って、その内容を見ていく。

(2) 社会保険の強制加入者としては一般の労働者が想定されていたわけであるが、30年法ではその要件として、年収1万5千フラン(扶養児童がいるなどの場合に増額される)以下であって、年間の労働日が90日を越えている賃金労働者(サラリエ)であることとしていた。(L(30年法をLと略す。以下同様)第1条2項) 35年デクレでは、年収の上限の規定は同じであるが、下限の規定は30年法の「労働日90日」という部分が「年収1千5百フラン」に代えられ、強制被保険者とは一定の範囲内の年収の賃金労働者であるということを明確にした。35年デクレでは、賃金労働者の範疇に含めること

6) *Ibid.*, p. 122.

7) 本稿では30年法の法文については次を参照した: *Loi du 5 avril 1928 modifiée et complétée par la loi du 30 avril 1930 (J. O. 1er mai 1930)*, Pierre Tissier, Pierre Closset et Pierre Olivier de Sardan, *Traité des Assurances Sociales*, Paris, 1931, pp. 263-286. なお、30年法の法文の翻訳として、社会局保険部訳『仏蘭西社会保険法』, 1931年(?)があるが、その訳文にはこだわらない。

ができるかが問題になりうる、複数の雇主のために働いている者、自宅で働く被雇用者、チップを受け取っているホテルやレストランの従業員、ポーター、外交員なども強制被保険者となることが明記された。(D(35年デクレをDと略す。以下同様)第1条2,3項)その結果、1935年のデクレは賃金労働者に広い定義を与え、法的に賃金労働者の資格を持たない者をも強制加入者のリストに載せたともいわれた⁸⁾。また、フランス国籍を要件とする一方で、外国人労働者の扱いを定めた条項の規定により、事実上、定住している外国人をフランス人と同じように扱うことにしていた。(D第1条2,6項)

30年法では、被保険者の加入は、雇主の請求により、県(県際)事務所(service départemental)が被保険者を登録し、彼に社会保険個人カードを交付することによって行われることになっていた(L第1条3項)が、35年デクレでは、「県(県際)事務所」をより広い範囲を管轄する「地域事務所(service régional)」に代えた。(D第1条4項)被保険者登録の義務は雇主にあるわけだが、新たに追加された複数の雇主のために働いている者の場合には、自分にその義務がかかってくる。(D第1条5項)

(3)社会保険の財源は労使折半の二重保険料と国の拠出金とから構成され、労使の二重保険料は料率が8%(従って労使が4%ずつの負担)で月に一度以上徴収されるという点には変わりはない。(L第2条1,3項,D第2条1,2項)35年デクレは、以下のような制度の変更に伴って、徴収された保険料の払い込みを3か月ごととすることを追加した。(D第2条1項)30年法では、被保険者は保険料算定の基礎になる実際の賃金(salaires réels)額によって、最高の年9,600フラン(1日32フラン)以上の第5段階から最低の年2,400フラン(1日8フラン)未満の第1段階まで5段階に分けられ、各段階ごとに日額基礎賃金(salaires quotidien de base)やその約4%に相当する労使それぞれの保険料額が決められているという段階別保険料方式が採用されていた。(L第2条2項)この方式では、保険料計算を簡単にする

8) Paul Durand, *La politique contemporaine de sécurité sociale*, Paris, Librairie Dalloz, 1953, p. 246.

ことにはなっても、各段階の最高賃金と最低賃金との差が大きいために、4%と決められている保険料率が、実際には3%ほどから数パーセントまでとかなり大きなずれを生じてしまう。35年デクレはこの方式を廃止した。そして、保険料算定の基礎になる報酬 (rémunération) としての現物給与やチップの取り扱いについて定めた条項 (D 第1条7, 8項) を新たに置いた後で、実際の報酬が各支給時において百フラン未満の場合はフランの単位以下を切り捨てた金額、百フラン以上の場合は実際の報酬額のすぐ下の5の倍数の金額 (フラン) を保険料算定の基礎となる報酬額とし、その報酬額の4%の金額を労使それぞれの保険料額 (10サンチーム未満は切り捨て) とすることにした。ただし、実際の報酬が月千フラン (あるいは、週給240 fr., 日給40 fr., 時給5 fr.) 以上と相対的に高額である場合は—— 既述のように、上限は原則として年収1万5千フランである —— その金額から保険料を計算することになっていた。(D 第2条2項) 段階別保険料方式の利点を一部取り入れつつも、いわば、28年法の「報酬比例制」に近いものに変更されたのだといえよう。

労使それぞれの保険料率は、上記のように、4%と法文中に明記されていたわけであるが、35年デクレの経過措置を定めた条項の中で、例外的な措置として、1936年に3.5% (従って、労使の合計では7%の保険料率) に引き下げられることが定められた。(D 第40条) このことについて、デクレに添えられた大統領宛の報告は次のように述べた⁹⁾。35年7月に、保険料率についての公平な意見をまとめるために、労働省にアクチュアリーが集められたが、彼らは満場一致で、現行の8%を下回る保険料率では、賦課方式の金庫が使用できる資金が減少し、それに伴って、病気の被保険者が負担する医薬費が増加するし、積立方式の金庫も資金が減少し、年金サービスが危うくなるなど、法の適切な実施ができなくなる、そればかりか、8%という率自体が、ごく近いうちに、廃疾保険—— そのためのいかなる永続的な資金も準備されていない —— の負担のために不十分なものとなるだろうと宣言した。政

9) Rapport au Président de la République Française, *op. cit.*, p. 11588.

府は、被保険者の権利が損なわれるような事態は容認できないが、そうでないとすれば、保険料率引き下げは生産の負担の軽減になるので望ましいと考えた。しかも、保険料率引き下げによって、社会保険財政の均衡が危うくなり、万一赤字が生じたとしても、清算されることになっている「社会保険証紙基金」口座の残高からなる特別資金によってカバーできるから、それは国家財政になんらの危険をもたらすものではないということを政府は強調した。社会保険保険料率の引き下げを強く求める勢力があった¹⁰⁾わけであるが、政府は、アクチュアリーの反対にもかかわらず、政治的判断によって保険料率を8%から7%に引き下げたのだといえよう。ただし、7%の保険料率は1936年の1年間だけ実施された。

(4) 30年法の下での当初の保険料の払い込み方法(L第2条1項)は、大きく分けて、(1)「社会保険証紙」による方法、(2)現金や小切手による方法、(3)「ヴィニェット」による方法の3種類があった¹¹⁾。

(1)「社会保険証紙」による方法は、さらに、(イ)保険料カードを利用する方法と、(ロ)記名式保険料明細書を利用する方法の二つに分けられる。(イ)が保険料払い込みの基本的な方法とされていた。一般に、サラリエは県(県際)社会保険事務所から登録カードと保険料カードが、加入のときとカードの更新のときに無料で交付つまり送付される。登録カードは加入の証明をするもので、いわば「被保険者証」であり、被保険者自身が所持し、初級金庫や医療機関において資格を証明するのに使用される。保険料カードは年カード(*carte annuelle*)と四半期票(*feuillet trimestriels*)からなり、年カードは積立方式の危険(老齢)に対応し、四半期票は賦課方式の危険(疾病、母性、死亡、廃疾者へのケア)に対応するものとされており、これらは被保険者のカテゴリに応じて、商工業強制被保険者用、

10) 例えば、30年法以後も、経済的に余裕のない小企業主が特に社会保険・社会保険に反対していたということについて、Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale — essai sur les origines de la sécurité sociale en France 1850-1940 —*, Paris, Librairie Armand Colin, 1971, pp. 138-139. 参照。

11) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, n^{os} 269-344 bis, pp. 47-54.

農業強制被保険者用、高所得（15,000～18,000fr.以上）強制被保険者用の3種類に色分けされていた。保険料カードは、1人の雇主のところで永続的に働く被保険者の場合には、原則として雇主が保管し、そうでない場合には被保険者が自分で保管する。雇主は、少なくとも月に一度、年カードと四半期票に保険料の労働者拠出分と雇主拠出分のそれぞれの証紙を貼り、その証紙に必ず貼付の日付を記す。これらの「社会保険証紙」は労働省が発行し、郵政当局（administration des postes, télégraphes et téléphones）が発売し、郵便局やたばこ屋などで買うことができる。保険料カードを雇主が保管している場合には、被保険者は雇主にカードに貼付された証紙の総額を示す受取を請求することができ、退職の際には保険料カードを返還してもらう。被保険者自身が保険料カードを保管している場合には、彼は賃金受取のたびに、雇主に保険料カード2点を提出して証紙を貼ってもらうことになっていた。また、施行規則は、大企業が保険料拠出のために、事前の届け出や保証金の積立などかなり厳しい条件の下で、労相と郵政相に認可された賃貸式の証紙貼付機を使用することを認めていたが、これが一般化するとは考えられていなかった。有効期限のきた年カードや四半期票は、雇主や被保険者が郵便局の窓口で預けたり、県事務所に直接送ったり届けたりすることで、県事務所に戻され、保険料拠出の確認がなされる。

(ロ)の記名式保険料明細書を利用する方法は、対象者が、(a)強制加入の所得制限額を超え、かつ25,000fr.以下の所得のサラリエ——彼らを雇っている雇主は家族加算のために年保険料を払わねばならない——、(b)強制被保険者とはならない外国人のサラリエ、(c)老齢退職年金を受給しているか、60歳以上で退職年金を受給していないサラリエ、に限られており、これらのサラリエを雇う雇主は、各自の保険料額や労働日数をこの明細書に記入して県事務所に送らなければならない、その際に、明細書に証紙を貼るか、直接払い込むかして、保険料を一般保証金庫に拠出する。

(2) 現金や小切手による保険料払い込みの方法は、常時50人以上のサラリ

エを雇っている雇主か、または上記の、一般保証金庫に拠出する雇主だけが利用できる。現金や小切手で拠出する場合、雇主はそのことを県事務所に通知したあとで、供託金庫や大蔵省中央受取勘定のための業務をしている受取・収税の会計窓口、県財政部長の会計窓口などに対して毎月保険料額を払い込み、同時に、有効期限のきた年カードと四半期票の要点明細書 (bordereau récapitulatif) を県事務所に送らなければならない。この方法はとても複雑だった。要点明細書には特別の計算が必要だったし、それを書くには証紙貼付と同様の労力を要した。しかも、退職する被保険者がいる場合には、雇主はその人の年カードと四半期票に証紙を貼って返さねばならず、しばしば人が入れ替わったりすると、なおたいへんだった。したがって、この方法は一般化しないと考えられていた。

(3) ヴィニエット (vignettes) による方法とは、割り符付きの冊子から切り離せるようになっているヴィニエットという券片を利用して保険料を拠出する方法である。この方法は、初めは港湾労働者向けのものだったが、拡大されて、雇用と解雇が頻繁に行われる職業で、雇主が利用できることとなった。その際、この方法の採用は権利としては認められていないので、事前に県事務所に申請を出して許可を受けていなければならない。ヴィニエットには、A、B、C、Dの4種類があり、Aは強制加入の所得制限額以下の所得のサラリエを、B、C、Dはそれぞれ前出の(a)、(c)、(b)のサラリエを対象としている。ヴィニエットAは糊の塗られた2枚の同額の証紙が含まれており、賃金支給時に雇主からサラリエに渡され、サラリエがそれを年カードと四半期票に貼る。雇主は労働者拠出分の保険料を差し引いた額の賃金を支払う。ヴィニエットの額は平均して賃金の8%で、賃金5 fr.につき40サンチームである。ヴィニエットBでは労働者拠出分と雇主拠出分の2つの証紙の金額が異なる。ヴィニエットCは雇主拠出分だけのためのもので、賃金支給時にサラリエの面前で雇主が割り符から切り離す。ヴィニエットDは労使の保険料の支払いのために利用されるが、証紙は含まれず、賃金支給時に同様に割り符から切り離される。ヴィ

ネット方式の場合、雇主は、サラリエを社会保険に登録することや保険料カードの提出を求めることなどを免除される。被保険者は自ら、有効期限のきた年カードや四半期票を県事務所に送付しなければならず、県事務所は送られてきたカードを受け取ったとき、証紙の額を考慮して、給付のための被保険者の属する段階を決定する。ヴィニェット冊子は労相の監理の下に作成され、その販売収益は供託金庫に払い込まれ、「社会保険証紙販売収益」口座と一般保証金庫口座に記入されるということになっていた。

しかし、30年法のこうした証紙貼付を基本とする方法は良い結果をもたらさなかった。賃金に応じて異なる金額の証紙を貼付するという手数が掛かるうえ、雇主のもとに置かれている年カードや四半期票に証紙が規則的に貼付されていなかったり不注意ミスがあっても、被保険者は確かめることもできない。カードや票が紛失して、証紙の計算が複雑になるということもあった。また、カードや票が被保険者に返されるまでは、被保険者の所属する金庫もそれらを知りえないので、被保険者数や支払われた保険料額を明確にできなかった。35年の改革は、現金や小切手や為替によって保険料を支払うという方式を定式化した¹²⁾。35年デクレによれば、雇主は、被保険者数が11名以上の場合は、郵便振替によって保険料を供託金庫の口座に支払い、10名以下の場合は、郵便局で保険料を支払うが、11名以上の場合と同様の方法を行うこともできる。(D第2条3項) 年カードは廃止され、四半期票だけが3か月ごとの拠出のために使われることになったが、それは毎年、地域社会保険事務所から無料で被保険者に送付される。その票には、保険料総額とその額を算定する基礎になった報酬額が雇主によって記載され、それらの金額はその票が有効とされる3か月間に対して適用される。四半期票は、有効期限満了後10日以内に、郵便局に提出されるか、雇主によって地域社会保険事務所に

12) Durand, *op. cit.*, p. 340. Durand は、35年改革の保険料支払い方式についても、保険料を各被保険者のために個別化するのを、不可能ではないが、より複雑にしたと述べている。

送付されねばならず、郵便局に提出された四半期票も地域事務所に集められる。その票には、拠出を証明するために被保険者に渡される切り離し部分が付いている。(D第2条4項) 35年デクレでは、さらに、四半期票の有効期限内に離職した者の保険料は、離職後10日以内に、在職期間に対応する部分について支払われねばならず(D第2条5項)、各種の保険機関への保険料の分配はアレテが決めるということ(D第2条7項)、被保険者は雇主が保険料を天引きするのに反対してはならない(D第2条8項)とか、特殊な勤務形態の労働者の保険料支払いも雇主の責任である(D第2条9項)といったことが新たに定められた。また、保険料を滞納した場合の延滞利子は、30年法では月0.5%であったが、35年デクレでは、1年以内の滞納の場合は保険料の5%、それ以降の場合は10%とすることに改められた。(D第2条6項) 30年法によれば、「社会保険証紙」販売収益は、郵政当局(administration des postes et des télégraphes)によって、蔵相と労相の提案に基づいて出されたデクレで決められた条件で、供託金庫の「労相-社会保険証紙販売収益」という名称の預金口座に払い込まれる。供託金庫はこの特別基金の管理を担当し、県社会保険事務所の指示に基づいて、その特別基金のうち、各保険金庫に帰属する金額を遅滞なくそれらの金庫に移転するという事になっていた。(L第2条11項) 35年デクレでは、それを、労使の二重保険料の拠出額は、蔵相、労相、郵政相のアレテで決められた条件において、郵政当局によって集められ、その拠出額は供託金庫の「労相-社会保険料収益」という名の預金口座に払い込まれ¹³⁾、そして、供託金庫は、この基金の管理を担当し、その基金の収入は毎年、一般保証金庫の特別口座に払い込まれるという規定に置き換えた。(D第2条12項)

(5) 60歳以上の労働者の取り扱いについて、35年デクレでは、彼らは60歳になった日の次の四半期から社会保険への登録を削除され、働き続けたとしてもあらゆる負担は免除される(D第3条1項)と、社会保険からの離脱を明示した。30年法も同じようなことを定めていたが、退職年金の受給を延

13) 社会保険の保険料収入の内訳について、表1および表2参照。

表1 社会保険保険料収入(1) (1933年~1937年)

(単位: 百万フラン)

年 度	証紙販売収入	ヴィニエットと 現金での支払い	合 計
1933年 1月	277	59	336
2月	169	74	243
3月	197	53	250
4月	252	58	310
5月	183	74	257
6月	191	53	244
7月	252	64	316
8月	170	72	242
9月	179	54	233
10月	271	67	338
11月	176	74	249
12月	189	64	253
合 計	2,506	766	3,272
1934年 1月	273	66	339
2月	158	77	235
3月	179	62	241
4月	247	66	313
5月	161	79	240
6月	172	58	230
7月	249	77	326
8月	149	78	227
9月	155	54	209
10月	266	75	341
11月	153	81	234
12月	169	66	235
合 計	2,331	839	3,170
1935年 1月	258	71	329
2月	144	84	228
3月	156	67	223
4月	248	73	321
5月	143	84	227
6月	152	63	215
7月	252	84	336
8月	131	83	214
9月	148	65	213
10月	249	84	333
11月	136	84	220
12月	153	73	226
合 計	2,170	915	3,085
1936年第1期	—	—	412
第2期	—	—	669
第3期	—	—	714
第4期	—	—	845
合 計	—	—	2,640
1937年第1期	—	—	863
第2期	—	—	1,032
第3期	—	—	1,104
第4期	—	—	1,187
合 計	—	—	4,186

(注) 1936年は賃金の7%, 他の年度は8%。

出所: *Annuaire Statistique de la France*, Vol. 53, 1937, p. 227.

期することができるか、働き続けている場合には疾病と死亡の危険に対する被保険者であることができる（L第3条1, 2項）という但し書きが付いていた。35年デクレはこうした曖昧な状態を改めたといえよう。60歳以上の者や老齢退職年金の受給者を雇っている雇主は、雇主保険料は支払わなければならないという条項（L第3条3項, D第3条2項）は両者同じであったが、この保険料は四半期ごとに労使の保険料とともに支払われ、加算基金に払い込まれると35年デクレでより明確にされた。（L第3条4項, D第3条

表2 社会保険保険料収入(2)と給付（1930年～1942年）
（単位：百万フラン）

年度	保 険 料 収 入					非農業金庫への配分		非農業保険の給付 (賦課方式の危険)		
	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期	年度 合計(1)	初級金庫	積立方式 の金庫	合計 (2)	そのうち 疾病(3)	そのうち 母性(4)
1930	—	—	555	942	1,497	1,429	655	836	684	145
1931	908	887	869	899	3,562					
1932	841	789	776	854	3,262	1,406	1,090	1,001	813	159
1933	829	811	791	840	3,272	1,333	1,240	1,044	862	150
1934	815	783	762	810	3,170	1,378	1,238	1,119	932	155
1935	780	763	763	779	3,085	1,180	1,054	1,197	1,015	150
1936	412	669	714	845	2,640	997	1,313	1,087	959	136
1937	863	1,032	1,104	1,187	4,186	1,555	1,642	1,148	1,015	132
1938	1,277	1,172	1,180	1,327	4,956	1,752	2,010	1,394	1,228	165
1939					5,202	1,631	2,013	1,485	1,302	182
1940					3,877	1,389	1,733	1,195	1,020	174
1941					5,277	1,740	(5) 893	1,486	1,251	234
1942					8,239	1,272	167	2,579	2,240	339

(注1) これは農業部門と非農業部門両方の保険料収入の合計である。1930年4月30日付け法の制度の下において、商工業の被保険者のために支払われるべき労使の二重保険料は、1936年1月1日までは、賃金額に応じて毎月12 fr., 24 fr., 36 fr., 48 fr., 80 fr. と決められており、これらは原則として賃金の8%を表すものとされていた。1936年には、保険料は実際に受け取った賃金額の7%、毎月の最高限度額70 fr.となったが、1937年1月1日からは、実際に受け取った賃金額の8%、毎月の最高限度額100 fr.となった。この保険料率は1944年まで続いた。

(注2) この賦課方式の危険の合計には、1936年3月31日までは、疾病、母性、死亡の危険が含まれるが、同年4月1日から、死亡の危険は積立方式の金庫が担当することになった。

(注3) 疾病給付は次のものを含む：a. 医療、薬剤、入院の費用の償還である、いわゆる現物給付；b. 日手当（半給）、家族負担のための保険料と加算などの現金給付。

(注4) 現物給付と医学的管理 (contrôle médical) と現金給付。

(注5) 1941年3月14日付け法は、保険料の一部を被保険者の個人口座で積み立てるという原則（すなわち積立方式）を廃止した。それ以降は、賦課方式の制度が老齢保険の条件となる。

出所：Annuaire Statistique de la France, Vol. 54, 1939, p. 217と Vol. 56, 1946, p. 278より作成。

3項)

30年法は、老齡年金の受給者が15fr.以上の月額保険料を保険金庫に拠出することによって、自分と配偶者のために、疾病保険の現物給付を受給できると定め、そのために、加算連帯基金が四半期ごとに18fr.を保険金庫に支払い、国が毎年、加算連帯基金にその負担額を払い戻すということにしていた。(L第18条2項) 35年デクレはこの条項を廃止し、この制度を消滅させたが、その廃止の前に、労相は、関係者の拠出のほかに国が年72fr.の国庫補助金を支払うということで、共済組合がこの業務を肩代わりするよう求めた。共済組合の全国連合は、各県の県連合に必要な法的、保険数理的な手段を与えて、この業務のための特別な組合を準備するように促した。こうして、この業務を請け負う補足組合が各県で急速に設立されていった¹⁴⁾。35年デクレは、60歳以上の高齢者を公的な強制保険制度から離脱させることによって、この面において共済組合に活動分野を提供したといえよう。

(6) 雇主に課せられた義務である従業員の社会保険への登録および賃金額や保険料の拠出の確認のために、雇主は監督官や検査官を受け入れなければならないが、彼らを任命するのは、30年法では労相と一般保証金庫とされていたが、35年デクレでは労相だけに改められた。(L第65条2項、D第4条1項) 監督官等の訪問を妨害した場合の罰則は同じであり(L第65条3項、D第4条2項)、被保険者登録や保険料の拠出などの雇主の義務に違反した雇主に対する罰則も、訴追が検察官の手を経て行われること、滞納した保険料の延滞利息も支払うこと、訴追に先立つ警告や督促は過去5年以内の雇用期間だけを対象とするものであることなどが35年デクレで追加されたが、これら以外は変わっていないといえよう。(L第64条1、2項、D第4条3、4項) 再犯の定義については、警告や督促による猶予期間2週間経過後の

14) 拙稿「フランス医療保険制度の形成——1930年社会保険法の医療保険——」、『徳山大学論叢』第22号、1984年12月、47-48、90-91頁。Lavielle, *op. cit.*, p. 124. なお、補足組合は、その後、多様な面で発展し、多くは他県から転居してきた共済組合員の異動と配属を確保するという役割をも果たし、後には、当初の役割は消滅したという。*Ibid.*

1年間以内に同一違反で有罪となったときのことと改められた（L第64条3項，D第4条5項）が，違反者の権利の制限，有罪判決の公表，累犯の場合の罰金の加算，に関する条項（L第64条4，5，6項，D第4条6，7，8項）はそのままであった。35年デクレでは，新たに，保険料の労働者拠出分を賃金から不当に徴収した雇主への罰則（D第4条9項）や公訴（*action publique*）の時効の開始点（D第4条10項）が定められ，また，労相や検察官による訴追の前に，地域事務所が雇主の滞納額を徴収するために略式訴訟手続きをとる権限を持ち，猶予期間が過ぎて，雇主の異議申し立てが認められない場合に納税額の取り立てが執行されるということ（D第4条11項），取り立てのための告訴（*action civile*）の提起の時効は5年で（D第4条12項），判決は上訴することができ（D第4条13項），社会保険の検査官が違反の際の調査を作成する権限を持つということ（D第4条14項）が追加された。保険料額は所得税の課税対象から控除されるという点は変わっておらず（L第54条，D第5条1項），未払い保険料の徴収は，労働者等の持つ特権と同様に，雇主の財産に対する優先的差し押さえ特権によって保証されるという点も基本的には変わっていない（L第53条2項，D第5条2項）といえよう。

（7）疾病保険については，その適用対象者，給付の対象（L第4条1項，D第6条1項），医師の自由選択（L第4条2項，D第6条2項），医師宅での診察の原則（L第4条3項，D第6条3項），医師の診療報酬の支払い方式（L第4条4項，D第6条5項），社会保険金庫の医療施設の設置運営（L第6条1項，D第6条14項）といった基本的な骨組みを定めた条項はほとんどあるいは全く変わっていない¹⁵⁾が，次のような改正点を指摘できよう。まず，疾病票（*feuilles de maladie*）¹⁶⁾が新たに法文に定められた。35年デクレからはその具体的な内容はわかりにくい，これは病気や事故の際に金庫から交付されるもので，その最初の2枚は最大限8日間有効で，そのあと

15) 30年法の医療保険については，拙稿，前掲論文を参照されたい。

16) 新スタンダード仏和辞典（1987年5月1日発行）では，「療養給付記録（表）」という訳語を充てている。

の紙片は15日間有効であり、被保険者は受診の際医師にこれを提出し、医師は料金受領のしるしとしてそこに署名するという事になっていた¹⁷⁾。(D第6条4項) 医療給付の支給期間は医師による病気の最初の確認の日から6か月間であるということは変わらないが、その最初の確認は、例外的な場合を除いて、3日以内に金庫に通知されなければならない(L第4条8項、D第6条12項)と追加され、30年法の、2か月以内の病気の再発は病気の継続と見なすという条項(L第4条10項)は、35年デクレでは、2か月以上給付が中断した場合には、被保険者が、中断のときに、有効期間中の疾病表上に回復や疾病期間終了を確認してもらい、8日以内に金庫にそのことを知らせたならば、または、新しい病気が前の病気と無関係であるということを経験者が立証したならば、給付は新たに6か月間支給され得ると変わった。(D第6条13項) 予防的ケアを必要としたり、労働の中断を伴わない病気にかかった被保険者が金庫の内部規則で決められた特別手当を受給するという条項(L第4条9項)は、そのような被保険者のほかに同様の状態の受給権者も特別給付を受給できるようになったが、「必要がある場合に、最大2年間」という条件が明記され、金庫の内部規則はその特別給付の最高限度額と支給条件を決めるとより具体化された。(D第6条13項) 金庫はその内部規則で、医療補助者の行為(soins)の費用に対する負担額やその条件を決めるということ(D第6条6項)も35年デクレで新たに追加された。30年法は被保険者の5年ごとの健康診断を定めた(L第4条11項)が、35年デクレはその対象を被保険者の配偶者と子供にまで拡大した。(D第6条17項) 30年法は、入院の場合に関して、金庫は、医師の報酬は別にして、公的扶助病院で実施されている有料患者用最低料金表の範囲内で費用を負担すると定めていた(L第6条2項)だけであった¹⁸⁾が、35年デクレでは、「社会保険被保険者は、1935年7月13日付け法が適用される病院施設において、有料患者に適用され

17) 疾病票については、内野仙一郎著「各国の社会保険展望」、健康保険医報社出版部、昭和17年、155-156頁でも触れられている。

18) 拙稿、前掲論文、76-82頁参照。

る最低料金表を超えない料金で、手当をされる。入院費並びに医師報酬における金庫の負担分は金庫の責任料金表によって決められる。」と、入院の場合の費用負担についても責任料金表で定めること（D第6条15項）を追加規定した。

償還率については全体にわたって手直しがなされた。30年法では、被保険者はその属する賃金の段階に応じて、責任料金表で決められた医療行為の価格の15%か20%——賃金の少ない方の段階に属する者が15%——を自己負担することになっていた（L第4条5項）¹⁹⁾が、35年デクレでは、被保険者は一律に責任料金表の価格の20%を自己負担することと改められた。（D第6条7項）薬剤費についても、30年法では、薬剤およびその他の費用の自己負担率は15%であると定められていた（L第4条5項）が、35年デクレは、薬剤費の償還率を80%——自己負担率は20%——に設定したばかりでなく、各処方ごとに、薬剤費の25フランを超える部分に対する償還率は60%に引き下げるとして、自己負担率を引き上げた。ただし、1934年6月14日付け法で認可された注射用治療薬品（*produits thérapeutiques injectables*）や高額の薬剤費を要する特別の場合——金庫の監督医の同意を要する——は、25フランを超えても償還率を60%に引き下げず、80%のままとすることになっていた。食事療法の物品は全く償還されないと明記された。また、30年法では、医療・薬剤費の総額は、病気の日1日につき、前年の基礎賃金の日額総平均の50%を超えることはできないが、特別な治療を必要とする場合には専門委員会に諮ってその限度額を超えることも可能であるとしていた（L第4条5項）が、35年デクレでは、この規定は削除され、労相は、社会保険高等審議会の意見に基づき、疾病票ごとの償還最高額を決めることができると改められた。（D第6条9項）薬剤の処方を医師の主導に委ね、医師は法に適った薬を処方する自由を有するという点はそのままであったが、35年デクレでは、その処方の自由は、効率的な治療に適合して最も厳しい節約に従ったものであり、医療行為ごとに1枚の処方箋しか交付されえないと医療費節減の

19) 同上論文，62-69頁参照。

ための語句が追加された。(L第7条4項, D第6条8項) 専門薬 (médicaments spécialisés) については, そのリストの作成・公表を使命とする特別委員会が施行規則で設けられると書かれていた(L第7条4項)が, 35年デクレでは, 専門薬に特別の償還率が適用されるということを明記した上で, 労相は, 委員会を通じてそのリストの作成を命ずることができる(D第6条9項)という規定が変わった。薬品の購入以外の器具費や調剤費については, 30年法では特に定められておらず, 「その他」のものとして85%が償還されることになっていた(L第4条5項)が, 35年デクレでは, 20%の自己負担を考慮しつつ, 金庫の内部規則が決めた条件と率に従って償還される(D第6条10項)と新たに定められた。医師組合と協約が締結されない場合, 30年法では, 金庫は, それが設定した責任料金表の条件において医療行為の価格の請負部分を負担するか請負日手当を被保険者に支払うかのいずれかの方法を選択する(L第4条7項)と記されていた²⁰⁾が, 35年デクレでは, 請負日手当を支給するという方法を廃止し, もう一方の方法についても, 「特別責任料金表の条件において……」と, 一般の責任料金表とは異なる責任料金表を用いることを明示した。(D第6条11項) 30年法では特に呼称が与えられていたわけではなかったが, 一般に再保険料金表と呼ばれていた料金表²¹⁾を, 35年デクレは限度責任料金表 (tarifs limites de responsabilité) と記載していた。(L第4条12項, D第6条18項)

30年法は疾病保険の現金給付として「就業日ごとの手当」すなわち日手当を定めた²²⁾。これについても, 最大給付期間6か月, 待期期間5日(L第5条1項, D第7条1項), 入院の場合の減額(L第6条3項, D第7条4項)など基本的な仕組みには変更は加えられなかったが, 細々とした修正がなされた。給付額は, 30年法では, 被保険者の属する賃金の段階の基礎賃金の半分とされており(L第5条1項), 一般に「半給」といわれたが, 35年デク

20) 同上論文, 84-86頁参照。

21) 同上論文, 69-70頁参照。

22) 同上論文, 51-54頁参照。

レでは、3 fr. から18 fr. の間で、保険料に応じて、労相が決めた金額早見表に基づいて決定されるとした。その計算の際、保険料算定の基礎となった賃金は3か月につき75労働日に相当するものと見なされることとされた。(D第7条1項)

疾病保険の現物給付や現金給付を受給するための資格要件として、30年法では、病気の前の3か月間に60日または12か月間に240日、保険料を拠出していることとしていた(L第5条2項)が、35年デクレでは、病気や事故の起きた四半期の前の6か月間に30 fr. 以上または1年間に60 fr. 以上を拠出していること、登録後6か月未満の場合は3か月間に15 fr. を拠出していることと改めた。(D第7条2, 3項) また、30年法では、病気が15日以上続く場合、16日目から、保険金庫は、各就業日について、被保険者の口座に老齢の危険に割り当てられる保険料部分の半分を払い込むと定めていた(L第5条3項)が、35年デクレでは、病気が1月以上続く場合、保険金庫はその後の月について、現金給付を支給中の15日ごとに、被保険者の口座に一括保険料(cotisation forfaitaire)を払い込み、その額は最低6 fr. で日手当の額に等しいと定めた。(D第7条5項)

疾病保険の管理に関する条項では、金庫や職業組合(医師組合など)による管理(L第7条1項, D第8条1項)、受給者の検査を受ける義務(L第7条2項, D第8条2項)、病状に関する係争を扱う技術委員会²³⁾(L第7条3項, D第8条3項)、いわゆる「三者委員会」——「県庁所在地で活動する委員会」とあったのが「地域の本拠地で活動する委員会」と変わった——(L第7条5項, D第8条4項)についての規定は、ほとんどあるいは全く変わらなかった。だが、新たに高等管理委員会(commission supérieure de contrôle)が設けられることになった。この委員会は、疾病保険の技術的サービスの管理に関して生じた紛争を処理する役割を与えられており、金庫と

23) 技術委員会および三者委員会については、拙稿「フランス社会保険制度の管理運営機構——1930年社会保険法に基づいて——」、『徳山大学論叢』第28号, 1987年12月, 79-80頁参照。

職業組合との間で協約を締結するという制度が普及せず、両者の間での紛争が多かったという状況への対応であったと考えられよう。高等管理委員会は議長の権限を持つコンセイユ・デタ評議官と金庫の代表と実際家（問題に応じて、医師、歯科医、助産婦、薬剤師のいずれか）の団体の代表とから構成される。実際家や実際家の職業団体や金庫がこの委員会に提訴し、金庫と職業組合との間で協約が締結されなかったために実際家の全国的職業団体に委ねられなかった紛争については、この委員会が第一審かつ終審として決定を下し、実際家の全国的職業団体が規約に従って下した決定については、控訴審かつ終審として、この委員会が裁判権を有するとされた。委員会は当事者の出頭や調査を命じたり、当事者に費用を割り振ることができる。委員会の決定には執行力があり、委員会は、保険金庫に対して、警告、戒告、業務の一時的または決定的な停止を科す。社会保険被保険者へのサービス提供や物品販売の権利を剥奪されるか一時停止された実際家が、委員会の決定に従わずにそれらのことを行ったとき、彼らは金庫が払った給付の金額を金庫に払い戻さなければならぬとされた。（D第8条5項）

（8）母性保険に関して、30年法は、女性被保険者と被保険者の妻に、妊娠中と出産後各6か月、疾病保険の場合と同様の医療・薬剤給付を支給するとしていた（L第9条1項）が、35年デクレは、妊娠・出産・その後に関係する医療・薬剤費全体について、金庫の責任料金表が給付を決めるとして、母性保険の給付内容の決定を金庫に委ねた。その責任料金表は、難産や多胎児出産の場合の加算を定めること、受給者は母性保険の給付には自己負担部分を持たず、医師選択の自由を持つことを定めるものとされた。（D第9条

24) 30年法のもとで、施行規則に基づく協約委員会が考えた母性保険金庫と助産婦組合との間で締結されるモデル協約では、次のことを記載することとされた。受給者は出産票（feuille de maternité）を受け取り、助産婦がそこに記入し、処方箋を交付する。金庫と協約を結んだ医師組合により、助産婦を通じて、技術的管理がなされる。助産婦の職業行為の分類表（nomenclature）には、出産後9回の検診（visites）を含む病的でない出産、多胎児出産の場合の加算、追加的な往診の3つの項目を含むことも定められた。30年法では、母性保険の現物給付（次頁脚注に続く）

1項)²⁴⁾ 日手当の支給期間12週間とその支給条件としての労働の停止ということは変わっていないが、35年デクレでは、労働停止期間を6週間以上と明記(L第9条2項, D第9条2項)し、日手当の金額は、疾病保険の日手当が変更されたように、労相が決める金額早見表に従って決定されると改められた。(D第9条6項) 35年デクレで、病的な妊娠、出産には疾病保険で対処するという事になったが、30年法では、疾病保険のほかに廃疾保険も利用されうるようになっていた²⁵⁾。(L第9条3項, D第9条3項) 授乳する女性被保険者に支給される現金給付である月手当(allocations mensuelles) —授乳手当(allocation d'allaitement あるいは, prime d'allaitement) といわれる—も、最大9か月間、月により150fr.から50fr., 最大限で総額950fr.が支給されることになっていた²⁶⁾(L第9条4項)が、これについても、最大限で総額850fr., 最初の4か月間月175fr.以上であることを条件として、金庫の内部規則で決められた授乳手当が支給されることに改められた。(D第9条4項) 病気や身体的理由で授乳できない場合であって、自宅で養育するという条件で支給されることになっていたミルク券は、その価格

の受給者も、原則として、疾病保険の場合と同様に、15%か20%を自己負担することになっていたが、金庫はその剰余金を使って、その自己負担割合を引き下げようとして求められていた。(L第33条2項) Tissier, Closset et de Sardan, *op. cit.*, n° 627-628, p. 123.

25) 疾病保険の日手当と母性保険の日手当は、金額は同じでも支給期間は異なり、両者は区別して考えられた。従って、妊娠中に病気になった女性被保険者は、母性保険の日手当のほかに疾病保険の日手当をも受給することが可能であった。

Ibid., n° 634, p. 124.

26) 30年法では、授乳手当とミルク券は女性被保険者にだけ支給されるのであるが、金庫はその剰余金で、被保険者の妻にもこれらを支給するようになっている。(L第33条2項) *Ibid.*, n° 637, p. 124. 授乳手当は、母親が授乳を中止または一時停止するとそれとともなって、支給開始から9か月以内であっても、中止または一時停止される。例えば、受給中に子供が死亡した場合、母性保険の日手当の支給は中断されないが、授乳手当の支給は打ち切られる。*Ibid.*, n° 640, p. 125. また、すでに労働法典とその施行規則などによって、商工業の雇主は女性サラリエの授乳を容易にするよう義務付けられており、特に、15歳以上の女性を100人以上雇っている企業主は、授乳室を設置するかまたは5か月間自宅で授乳できるように手当を支給することが求められていた。*Ibid.*, n° 646-2, pp. 125-126.

上限が授乳手当の3分の2から60%に若干引き下げられるとともに、医学的理由で子供が母親から離されねばならないときにも支給可能となった²⁷⁾。(L第9条5項, D第9条5項) 母性保険の給付の受給要件として、疾病保険の場合とほぼ同様であるが、30年法の一定の拠出期間の代わりに、35年デクレでは、原則として1年間に60fr.以上の拠出が要求されることとなった。(L第9条1, 2, 4項, D第9条6項) また、産前産後検診——30年法では、定期的な居宅検診となっていた——、定期的な母性診察(consultations maternelles)や乳幼児診察に関する金庫の内部規則による指示に従う義務に加えて、35年デクレでは、出産予定日の4か月以上前に、医師か助産婦による最初の妊娠確認を保険金庫に対して届け出ることや、保険金庫が24fr.の一括保険料を女性被保険者の口座に払い込むことが追加された。(L第9条6項, D第9条7, 9項)

(9) 廃疾保険についても多くの——大部分は細々とした——修正がなされたといえよう。6か月間の疾病保険の給付支給期間終了後3分の2以上労働能力が失われている場合、廃疾年金が支給されうることになっているが、30年法で、被保険者は「まず暫定的資格で、次いで、必要があれば、確定的資格で」この年金の受給権をもつとされていた(L第10条1項)のが、35年デクレでは、廃疾年金は常に臨時的資格で支給されるということになり、それは申請された月の翌月の1日から効力をもつと改められた。(D第10条1項) 廃疾程度の評価について、30年法では、1919年3月31日付け法の早見表を使用するとしていた(L第10条2項)が、35年デクレでは、残存労働能力を考慮した上で、労相が設定した早見表を使用することとした。(D第10条2項) この点についての異議申し立ては、技術委員会へ提訴することになっていた(L第10条3項)のが、労相のアレテで定められた条件で各地域に設立された委員会に提訴することと改められた。(D第10条3項) 廃疾保険の受給要件は、病気や事故の前の2年間に480日以上を拠出を行っている

27) 法の条文には記載されていないが、ミルク券の最大支給期間は9か月であった。
Ibid., n° 645, p. 125.

こととなっていた（L第11条）が、病気や事故の起きた四半期の前に、年60 fr.以上の拠出を2年以上行っていることと改められた。（D第10条4項）
廃疾年金の金額は、被保険者が30歳前に加入したか後に加入したかによってその計算方法が区別されており、30年法では、さらに前者は被保険者が16歳前であるかそれを超えているかによっても区別され——16歳を超えていれば、16歳以降の年基礎賃金の平均を用いる——、原則的にはそれは年基礎賃金の平均の40%であるが、一定の範囲内で、30歳以後の加入者は減額され、30年以上の加入者は増額されるということになっていた。（L第10条4、5項）
35年デクレでは、16歳の前後による区別は廃止され、30歳以前の加入者は加入以来の年基礎賃金の平均の40%と決められ、30歳以降の加入者は40%から30歳と加入年齢の差に30分の1を乗じた数を減じた割合の年基礎賃金の平均の額であるが、少なくとも2年、3年、4年、5年、6年の拠出があれば、それぞれ、600 fr., 700 fr., 800 fr., 900 fr., 1,000 fr.の最低額が保証されることになった。廃疾年金は廃疾保険金庫から支給されるということも追加された。（D第10条5項）労働能力が50%以上回復すると年金は停止または一時停止——30年法では、一時停止の規定はない——されるが、35年デクレでは、労働能力が50%以上回復しなくとも、労働の再開によって廃疾年金等を含む収入が廃疾になる前の賃金額以上になる場合は、年金の支給は部分的にまたは全面的に一時停止されるという規定が追加された。（L第12条5項、D第10条7項）また、30年法では、廃疾年金は5年間だけ暫定的に支給され、疾病保険の医療や薬剤の給付（soins）も同期間だけ支給されることになっていた（L第12条1、2項）が、35年デクレは、廃疾年金の最大支給期間についての規定は削除し、疾病保険の現物給付——その自己負担については疾病保険の規定に従う——を受給できる期間を最大5年とし、その受給権は廃疾年金の停止や一時停止の場合にも維持されるということと、この疾病保険の給付は、廃疾年金受給者の属する疾病保険の金庫によって、地域連合（後述）の口座を通じて廃疾年金受給者に支給されるということを追加した。（D第10条8、9項）保険料払い込みを中断したことのある者の廃疾年金減

額（L第10条6項，D第10条6項）や検診の受診義務（L第12条3項，D第10条10項）や受診のための移動費（L第12条4項，D第10条12項）について定めた条項はほとんど変わらなかったが，移動費を負担するのは金庫から地域連合に変わった。35年デクレでは，地域連合と疾病金庫と廃疾金庫との間で，廃疾予防と諸機関の間での費用分担のために合意を取り結ぶことができるということ（D第10条11項）や疾病保険の管理規定が廃疾保険にも適用されるということ（D第10条13項）が新たに追加された。30年法では，廃疾年金受給権者は通常は60歳からは老齢保険の老齢年金を支給されるが，永久的，絶対的労働不能の場合には廃疾年金が確定的に清算されるときから老齢年金が支給されることになっていた。（L第12条9項）35年デクレでは，この確定的清算に関する部分は削除され，廃疾年金は60歳で終わり，その後は老齢年金——その受給権を得るために雇主や廃疾金庫によって保険料の拠出がなされる——によって代替され（D第10条14項），その切り替えの際，老齢年金の額が廃疾年金の額を下回っていれば，加算基金が廃疾年金額まで老齢年金を補足する（D第10条15項）と定められた。30年法で，保険料のうち，廃疾年金の補填に充てる部分を，毎年，デクレが——35年デクレでは，労相と蔵相のアレテが，と変わる——決めるとされていたが，それに加えて，35年デクレでは，廃疾金庫は，廃疾の危険のために廃疾金庫に割り当てられた財源（ressources）のうちから必要な資金（fonds）を引き出すことによって，受給開始から5年目の満期時に，年金補填資金を特別口座に払い込むということ（D第10条16項）が追加された。従来の5年という廃疾年金の最大支給期間は撤廃されたが，5年目以降の年金については廃疾金庫が対応するというのを定めたと考えられよう。また，廃疾年金の停止後に労働を再開した被保険者は，停止の2年前から，疾病・母性・廃疾保険の受給権——ただし，本人に現物給付が支給されるだけである——を得るための法定最低限の拠出をしたものと見なされるということ（D第10条17項）も，35年デクレで新たに追加された。廃疾保険については，特に，安定的な制度が未だ確立されておらず，試行錯誤を繰り返していたということであろう。

(10) 老齢保険については大きな変更もなく、修正個所も比較的少なかったといえよう。老齢終身年金の設定のために、毎年、アレテ——30年法では、デクレ——で決められた二重保険料の一定率が割り当てられる。30年法では、その割合は、30歳以上では基礎賃金の3.6%以上、30歳未満では2%以上で、老齢の危険に割り当てられた部分とデクレで決められた額との間に一時的に生じた差額は加算連帯基金や保証平衡基金に払い込まれることになっていた（L第14条1項）が、35年デクレでは、上記の割合は、30歳以上は二重保険料の45%以上、30歳未満は25%以上とされ、老齢の危険のための保険料の割り当て分と積み立てられた（capitalisée）分との差額は加算基金に払い込まれると改められた。（D第11条2項）これは実質的にはたいした変更とはいえないであろう。老齢保険の保険料率（tarifs）の計算については、30年法の、死亡率の高い職業に属する人の多い保険金庫では特別の金額が認められ得るという規定が削除され、例外的な扱いは撤廃されることになった。（L第14条2項、D第11条3項）老齢年金の支給については、30年法では、60歳において、あるいは65歳までに、30年以上毎年240日分の日額保険料相当の拠出をした被保険者は、16歳以降の基礎賃金の年平均額の40%以上の老齢年金を支給されるということになっていた（L第15条1項）が、35年デクレでは、30年以上毎年賃金からの天引き徴収額が、60fr.以上であった被保険者は、60歳において、保険料算定の基礎となった賃金の平均額の40%以上の老齢年金を支給される（D第11条5項）と若干の変更がなされた。他にも、受給要件の年240日分以上の拠出という部分を、年60fr.以上の拠出に置き換えた個所は見られる。また、年金の最低保証額を受給する権利も持たない被保険者は、支給されうる年金額が50fr.以下であるとき、彼の老齢保険の個人口座に記載されている金額を利子なしで払い戻すよう請求することができるという拠出金の払い戻しの条項（D第11条12項）が35年デクレで追加された。

(11) 死亡保険に関しては、30年法では、廃疾年金額の場合と同様に計算された——加入年齢と死亡年齢により異なるが、だいたい加入していた期間

を通じての——年賃金の平均の20%の支給を保証していた(L第19条1項)が、35年デクレでは、死亡あるいは死亡に至る病気や事故のあった四半期の前の1年間の二重保険料に対応する賃金の20%の支給と改められた。(D第13条1項) 相続人についても、30年法では、生存せる配偶者か卑属、それらの者がいなければ被扶養尊属とされており(L第19条3項)、相続順位に曖昧さがあったが、35年デクレでは、別れていない生存せる配偶者を筆頭に、卑属、被扶養尊属と順位を明確にした。(D第13条2項) 受給資格を得るための要件としても、死亡の1年以上前に登録していなければならないという点は共通しているが、3か月間に60日または12か月間に240日の抛出となっていたのが、35年デクレでは、1年間に60fr.以上の天引き徴収と改められた。(L第19条4項, D第13条3項)

(12) 家族負担のある者に対する援助を定めた条項では、30年法の条項がそのまま引き継がれている個所が多いが、次のような個所が変更された点であるといえよう。援助の対象となる子供の定義に関して、生後6週間以上という部分が削除され、年齢としては16歳未満であれば子供と見なすということに一本化された。(L第20条2項, D第14条1項) 孤児年金額が年に子供1人につき、120fr.以上となっていた(L第20条7項)のが、定額の240fr.に決められ、1年以上の抛出(L第20条5項)となっていた受給資格要件が、死亡保険と同様の1年間に60fr.以上の徴収と改められた。(D第14条4項) そして、夫婦がともに受給権者であるとき、一方の家族加算分だけが支給されるが、35年デクレでは、この加算分は夫の加入する金庫が負担すると新たに定められ(L第20条4項, D第14条3項)、また、この家族負担への援助に関する条項で定められた家族負担のあるサラリエに与えられる権利は、家族手当法の規定による利益を損ねるものではないということ(D第14条7項)も追加された。

(13) 失業中の被保険者に社会保険に対する権利を維持しておくための条項は、その名称が、30年法の「保険に対する失業者の権利」から35年デクレの「失業の場合の保険への権利の維持」へと誤解を招きにくいように改めら

れた。非自発的失業状態にあり、職業紹介所——35年デクレでは、公共職業紹介所——に登録しているフランス国籍の被保険者——30年法では、強制被保険者——は、30年法では、12か月につき最大4か月間、二重保険料の拠出に権利を持つとなっていた（L第21条）が、35年デクレでは、被保険者は50日以上失業日を含む四半期ごとに30fr.の一括保険料の拠出に権利を持つが、この拠出は同一暦年において引き続く半年間以上には行われず、つまり、失業中の被保険者は最大2回（半年間分）まで、四半期ごとに30fr.の一括保険料を拠出してもらえると改められた。（D第15条1項）そして、職業紹介所は必要があれば、四半期票上に、被保険者がその一括保険料を拠出したということを証明する。地域事務所は、供託金庫に、関係保険機関のために、供託金庫に置かれている二重保険料の拠出金で構成される基金から一括保険料を徴収するように依頼するが、この一括保険料はその後、一般保証金庫から供託金庫に払い戻され（D第15条2項）、その払い戻しのために、社会保険の保険料全体から、労相と蔵相のアレテが定めた率で徴収が行われる。（D第15条3項）また、失業の場合に給付される一括保険料の拠出は、社会保険の保険料全体から徴収された資金の限度内においてしか実施されず、これらの資金が不足している場合には、労相はアレテで定められた条件において、その拠出額を引き下げられることになっていた。（D第15条4項）こうした一括保険料の拠出に関する規定は、35年デクレで新たに追加されたものであった。受給資格要件についても、30年法では、失業直前の1年間中断なく社会保険に加入し、疾病保険の場合と同じに、直前3か月間に60日または12か月間に240日の拠出を行っていることとなっていた（L第22条）が、35年デクレでは、失業が始まった四半期の前の1年間に60fr.以上の天引き徴収が行われていることと、他の給付に関する条項の場合と同じような修正がなされた。（D第15条5項）また、30年法では、強制被保険者は病気や失業の場合に社会保険の受給権を確保するための任意拠出を行えると定められており、県や市町村が設立した失業基金、職業組合や共済組合などの特別金庫がこの拠出を行うことを認められるということになっていた。（L第24条）

35年デクレでは、病気や失業の場合に任意拠出を行えるという部分は削除されたが、前述の失業基金や特別金庫が、職業紹介所に管理された失業の場合に、四半期ごとに30fr.を2回まで被保険者は拠出してもらえするという上記の規定の範囲を超えて、一括保険料を補完することが認められるということになった。(D第15条6項)

(14) 被保険者の妻の特別保険とは、賃金労働者でない被保険者の妻——従って、本来、被保険者とはなり得ない——を、疾病保険の現金給付である日手当の受給権は与えられない特別な被保険者とする仕組みで、基本的には35年デクレにも引き継がれた。30年法では任意保険に関する条項の一部として被保険者の妻の特別保険の条項(L第43条4項a)が置かれており、それによれば、この特別保険の給付を受給するためには、法の実施のときから、または強制保険からの脱退のときから、あるいは35歳未満であれば結婚式のときから、6か月以内に登録申請するということが条件となっており、また、被保険者の妻は死亡の場合に死亡保険の千フランの最低保証に対する権利は持たないとされていたが、35年デクレでは、こうした登録申請の条件や死亡保険の非適用の規定は削除された。この特別な被保険者は、30年法では、賃金年額1,200fr.の強制被保険者と見なされ、保険料は月10fr.となっていたが、35年デクレでは、賃金年額は1,500fr.と見なされることになり、保険料として、四半期ごとにその8%にあたる30fr.を拠出することになった。(D第16条)

(15) 関連法との調整に関する条項では、労働者農民退職年金の剰余金処分方法の変更や軍人年金への国庫補助規定の廃止、扶助法や労災法関係の給付等の具体化が見られたが、全体的にあまり違いはないといえよう。

(16) 保険料が未払いの場合の対応は次のように決められていた。30年法では、賃金年額が社会保険への強制加入の対象となる最高年賃金限度額(15,000fr., 条件に応じて増額される)以上25,000fr.以下のサラリエを雇う雇主は、賃金年額が18,000fr.の被保険者の雇主保険料の3分の1から3分の2の間の、デクレで決められた額の年保険料を加算連帯基金の特別口座

に払い込むことになっており、これは家族負担のある者に対する援助に充てられることになっていた（L第2条6項）が、この条項は35年デクレでは削除され、その代わりに、この口座の未払金と、供託金庫に置かれている「労相－社会保険料収益」という名称の基金の年間収入は、一般保証金庫の特別口座に払い込まれ、倒産や法的な清算などで雇主が保険料を未払いであった場合に、労働者保険料や雇主保険料に充当されることになった。（D第21条1項）この労使の保険料は、雇主が支払うことになっていた日に支払われたと見なされる。（D第21条2項）未払い保険料充当の規定は、1934年以後に対して、また、それ以前に対しては条件付きで、適用される（D第21条4項）が、この規定が適用されない労働者の場合、延滞利息の付いた未払い保険料が支払われる前に疾病、出産、廃疾、死亡のリスクが生じたときには、それらに対する保険給付は行われない。しかし、彼が被保険者資格を証明し、報酬額や控除額が記載された書類を提出するならば、加入先の金庫は、確認された控除額に対応する給付の支給を拒否することはできない。この延滞利息を含む未払い保険料は、それが請求された日から5年以内に支払われないと、受給に対して有効性を失う。（D第21条5項）給付を支給する金庫は、その支給額が、支払われた保険料と利息を超える場合に限り、保険料未払いに有責の雇主に対して保険料支払いを請求する資格があるとされた。（D第21条6項）

（17）社会保険法の一般制度が適用されない特別制度の対象者や、一般制度と特別制度の調整に関する規定も、ほとんど変更はなされなかったが、35年デクレでは、1935年1月1日以前に、労働協約で加入を強制し、一般制度と同等以上の給付を定めた自治退職年金制度と疾病保険金庫をともに設立した企業の、拠出をするサラリエも、特別制度の対象者に追加された。（D第23条3項）

（18）被保険者の疾病・出産保険給付支払いの請求（action）は、病気の最初の確認日から2年で時効になるということ（D第25条1項）が35年デクレで追加された。また、労働災害ではない事故の場合に、被害者に給付を支

給する社会保険金庫は有責の第三者に対して代位請求権を持つ（L第61条，D第25条3項）が，35年デクレでは，この場合，関係者らは被害者の被保険者資格や加入金庫を示し（D第25条3項），有責の第三者に対して損害賠償の提訴権を保持し続けること（D第25条4項），両者が円満解決を図ろうとするときには，2週間以上前に書留郵便で保険金庫にも参加を求めなければならないということ（D第25条5項）が追加された。

（19）印紙税，登録税，郵税の免除を定めた条項も変更は少ないが，35年デクレで，郵便振替による保険料支払いの方式が採用されたことに伴い，雇主が社会保険料支払いのために行った振替からは税金が徴収されず，その税額分は，財政法で決められた一括請負額（montant du forfait）から徴収されて，毎年，郵政予算の業務収入の中に，口座振替によって，払い戻されることとされた。（D第26条5項）

（20）社会保険の管理運営機構に関しては²⁸⁾，「（社会保険の管理が委ねられる）これら諸機関は，本法の規定がない限り，1898年4月1日の共済組合法の一般的規定に従って設立され，運営される。」という法文（L第26条1項）²⁹⁾が部分的に改変され，「一般的」の語は削除され，社会保険諸機関の共済組合法準拠が以前よりは明確にされた。また，社会保険の管理運営機関として，初級金庫と県（県際）初級金庫のほかに地域連合（union régional）が新たに追加された。（D第28条1項）初級金庫の活動領域について，30年法では原則として県の範囲内——県際初級金庫の場合は，県際の範囲内——としていた（L第26条1項）が，35年デクレでは金庫の種類によって，疾病保険と母性保険を対象とする初級金庫は県の範囲内か地域連合のある地域の範囲内で活動し，老齢・死亡保険および孤児年金と廃疾年金のサービスを対象とする初級金庫は県か県際の範囲内で活動すると区別をした。ただし，地域の範囲を超えた活動領域を有する既存の共済組合（あるいは，その連合）によって設立された金庫は，その設立母体の組織と同じ活動領域を持つこと

28) 拙稿，前掲論文，「フランス社会保険制度の管理運営機構」参照。

29) これについて，同上論文，90頁参照。

ができるという点は両者とも変わらなかった。(D第28条2項)

30年法では、疾病、母性、死亡、廃疾(最初の5年間のケア(soins))を「賦課方式の危険」、老齢と廃疾を「積立方式の危険」として、前者の保険を対象とする初級金庫を「賦課方式の初級金庫」、後者のそれを「積立方式の初級金庫」と呼んだ³⁰⁾が、35年デクレはこの分類を修正し、「疾病・母性の初級金庫」を「賦課方式の初級金庫」、「老齢・死亡・廃疾の初級金庫」を「積立方式の初級金庫」³¹⁾とすることになった。30年法では、共済組合や職業組合や労働組合連合などが初級金庫を設立することができると書かれていて、あたかも老齢・廃疾保険を対象とする初級金庫をもそれらの機関が設立できるかのような印象を与えかねなかったが、35年デクレは、それらが設立できるのは「疾病・母性の初級金庫」であることを明確にした。だが、「被保険者は、初級金庫創設のために自発的に結集することができる。」という規定はそのまま残された。(L第26条2項、D第28条2項)「積立方式の初級金庫」となりうるのは30年法の場合と大部分同じであるが、1910年の労働者農民退職年金法の労働者退職年金共済金庫と労働者退職年金金庫に加えて、共

30) 同上論文、71頁参照。

31) 積立方式の金庫の活動について、表3参照。

表3 商工業の社会保険の積立方式の金庫の給付 (1931年～1944年)
(単位：千フラン)

給付の内訳	年度	1931	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941
		1933								1944
社会保険	年金	1,130	1,590	2,762	26,043	47,076	61,730	69,342	74,584	480,000
	留保資本	1,932	4,251	6,197	8,863	12,424	17,695	19,501	17,178	77,000
労働者農民退職年金	年金	56,830	20,800	23,590	26,554	29,845	30,789	31,767	31,762	124,000
	留保資本	542	242	189	141	196	156	173	118	590
死亡		—	—	—	13,253	36,759	47,341	49,110	57,259	400,000
孤児年金		—	—	—	26	855	1,563	2,507	3,131	21,000
廃疾		—	—	—	—	—	1,774	7,718	14,284	200,000
合計		60,434	26,883	32,738	74,880	127,155	161,048	180,118	198,516	1,302,590

(注) 1944年末における社会保険の総資産はおよそ210億フランと見積られ、それは、主に被保険者の年金と資本(capitaux)の数学的積立金として、積立方式の金庫によって保有された。

出所：Annuaire Statistique de la France, Vol. 56, 1946, p. 280.

済組合自治金庫をすでに設立している共済組合およびその連合も明記された。共済組合（連合）は、法人格を持ち、初級金庫として活動する特別部門を通じて、老齢・死亡・廃疾保険のサービスを行うものとされた。（L第26条4項，D第28条3項）30年法は、法の実施時に共済組合員である被保険者は、原則として、その共済組合に所属する初級金庫に加入するものと見なされるという「加入の推定」をうたっていた（L第26条3項）が、被保険者がその適用を望まない場合においては、その者は加入する賦課方式の初級金庫や積立方式の初級金庫を自由に選択できることになっていた³²⁾。35年デクレでは、経過措置である「加入の推定」は削除され、新たに金庫の連結の原則³³⁾，すなわち、疾病・母性の金庫の理事会はその加入者が加入すべき老齢・廃疾・死亡保険の金庫を選択すること、および、この選択は、後者の金庫が消滅した場合を除き、5年間有効であり、暗黙の更新によって継続されることが決められた。（D第28条5項）この場合、県金庫——35年デクレも、30年法と同様に、県初級金庫は、他の初級金庫に登録していないすべての被保険者のために賦課方式の危険を担当することを定めていた（L第26条5項，D第28条4項）——の加入者は、老齢・廃疾・死亡保険の金庫として、労働者退職年金県・地域金庫の本部があった県においてはその県・地域金庫を引き継いだ初級金庫に加入し、それ以外の県においては、帳簿上に老齢・廃疾・死亡保険のための特別部門を開く全国老齢者退職年金金庫——この金庫が廃疾保険実施を認可される条件はデクレで決められる——に登録加入することとされた。（D第28条5項）例外として、全国的に活動する積立方式の金庫は、疾病保険金庫から連結の相手として選択されなかった区域においても、老齢・廃疾・死亡保険のための活動を継続することが認められ得ることになっており、旧労働者退職年金共済金庫を引き継いだ初級金庫も、1935年11月30日現在その登録被保険者の25%以上がある県金庫に加入している場合、その県金

32) 同上論文，87頁参照。

33) Etienne Antonelli, *Trente-trois ans de la Sécurité sociale en France*, Montpellier, Imprimerie J. Reschly, 1963, p. 47, Lavielle, *op. cit.* p. 122.

庫に加入した登録メンバーのために、その県内において、老齢・廃疾・死亡保険の実施を継続することが認められ得ることになった。(D第28条11項) すなわち、旧労働者退職年金共済金庫を引き継いだ初級金庫の加入者のうち、疾病・母性の金庫である県金庫への登録加入者は、労働者退職年金県・地域金庫や全国老齢者退職年金金庫に加入せずに、従来から加入している積立方式の金庫——旧労働者退職年金共済金庫——から引き続いて老齢・廃疾・死亡保険の給付を受給できるということであろう。ただし、老齢金庫は、その登録加入者が1936年1月1日現在において5万人以上でないと廃疾金庫として活動することが認められず、その場合には、老齢金庫の加入者は廃疾保険のために登録加入する金庫を選択しなければならず、老齢金庫は、その加入者の保険料のうち廃疾保険に対応する部分を、地域事務所の助けを借りて、その廃疾保険の金庫に移さなければならなかった。(D第28条12項)

(21) 30年法では、保険金庫の流動資産の投資に関する問題など、全国老齢者退職年金金庫高等委員会から付託された諸問題を審議するために、各県に、6名から成る諮問委員会 (comité consultatif) —— 全国老齢者退職年金金庫に加入した被保険者が半分、雇主が2名、全国老齢者退職年金金庫高等委員会の代表が1名。法の実施後まもなく10名に変更された。県諮問委員会ともいう —— を置き、その被保険者と雇主の代表は、加入者の大半が全国老齢者退職年金金庫に登録加入している県金庫と初級金庫の理事会によって選ばれることにしていた。(L第26条5項) 県諮問委員会は、積立方式の危険に対する保険を管理する全国老齢者退職年金金庫特別部門の諸問題を審議する全国老齢者退職年金金庫高等委員会を補足する役割を与えられていたのである³⁴⁾。35年デクレでは、「老齢者退職年金自治金庫高等委員会は、(全国老齢者退職年金金庫の) 社会保険特別部門に関係するすべての問題についての審議のために、加入者が前節で述べられた条件で全国老齢者退職年金金庫に加入している県金庫と初級金庫の理事会の10名のメンバーによって補足される。これらのメンバーは労相によって任命され (désignés), 少なくとも

34) 拙稿, 前掲論文, 「フランス社会保険制度の管理運営機構」, 97頁参照。

半数の選挙された被保険者を含む。」(D第28条6項)と一見したところあまり変化はなかった——文章はかなり大幅に改められた——が、県諮問委員会の名称は記載されず、任命されるメンバーの人選についても法文に変更が加えられた。

初級金庫と県金庫の理事会は構成員の総数が18名以上で、被保険者が少なくとも半分、医師などの実際家が2名、例外的な場合を除いて雇主側が少なくとも6名という基本的な構造は30年法も35年デクレも変わりはない。(L第26条9項, D第28条8項) だが、30年法で「その金庫に加入するか所属する被保険者の雇主によって選ばれた雇主の代表少なくとも6名」となっていた部分が、35年デクレでは単に「雇主によって任命された者少なくとも6名」となり、雇主側の理事会メンバーの範囲が広がられたと考えられよう。こうした構成の理事会を30年法は「正式な理事会」と呼んでいたが、35年デクレでは、単に「理事会」とした。県金庫の理事会については、その構成は他の初級金庫と同じであるが、同時に、30年法では、設立当初の県金庫は、共済組合の県連合や労働者の職業組合などによって推薦され、労相によって任命された者——人数は示されていない——から構成される管理会 (conseil de direction) が管理運営し、法実施から3か月以内に正式な理事会の選挙が行われる (L第26条8項) と定め、35年デクレでは、労相の提案により出されたデクレが県金庫の理事会の選挙に関する条項 (modalités) を決めるが、そのデクレが出されていない間は県金庫に暫定的な理事会を置くということに改めた。その県金庫の暫定的理事会の構成は、共済組合の県連合によって推薦された者が12名で、そのうち雇主が少なくとも6名、労働者の職業組合やその連合体によって推薦された者が12名で、そのうち県金庫への加入者が少なくとも8名とされ、これらのメンバーは労相によって任命され、そのうちの1人が労相により会長に選ばれるとされた。さらに、この理事会には、専門家として実際家が2名——これらの者は、県金庫と協約を締結した職業組合が提出したリストから選ばれるが、協約が締結されていない場合には理事会により直接選ばれる——、オブザーバーで参加することになってい

た。(D第28条9項) 30年法には県金庫以外の一般の初級金庫を設立当初において管理運営する機関と金庫の理事会選挙について定めた条項(L第26条7項)が置かれていたが、これは35年デクレでは削除された。

共済組合(連合)が設立した金庫は、規約で、設立母体となった共済組合(連合)の理事会が管理運営すると決めることができるという規定は、35年デクレにおいてもほとんど変化はなかった(L第26条9項, D第28条8項)が、共済組合以外でも、老齢・廃疾・死亡保険金庫となった1910年の労働者農民退職年金法に基づく労働者退職年金金庫などの金庫は、その設立母体となった機関の理事会によって管理運営されると新たに明記された。ただし、その理事会には、社会保険に関するすべての問題の審議のために、その老齢・廃疾・死亡保険金庫へ加入することをその加入者に義務付けている疾病・母性の初級金庫の理事会によって選ばれた4名の代表が、総会で認められた名誉会員として参加しなければならないと付け加えた。(D第28条8項)

(22) 被保険者の保険金庫への加入有効期間を、特別な場合を除いて、2年とする30年法の規定(L第35条1項)は、35年デクレにおいてもだいたい同じであったが、新たに、この加入が暗黙の更新によって繰り返される(D第29条1項)ということが付け加えられた。被保険者は加入している疾病保険金庫の管轄区域内で働くのをやめた場合、1か月以内に反対の意志表明をしなければ、新たな仕事の場所を管轄していて、元の金庫と類似している疾病保険金庫への加入を選択するものと推定されることになり、そのために、類似する疾病保険初級金庫の間で、労相の認可を得て、取り決めが結ばれ得るという条項(D第29条2項)も追加された。30年法では、被保険者が(積立方式の)金庫を変更した場合、廃疾への権利や老齢口座のための保証金や積立金(réserve mathématique)は新たな金庫へ移されるが、新金庫が正式に被保険者を保障するまでは旧金庫が全給付への責任を保持し続けると定められていた。(L第35条2項) 35年デクレでは、被保険者が老齢保険金庫を変更した場合、老齢口座のための積立金は、年金権の裁定(liquidation)の申し出があったときに、その被保険者が最後に所属していた金庫に移され

る。留保資本方式での (à capital réservé) 拠出をしていた被保険者が老齢年金の裁定前に死亡した場合は、彼が最後に所属していた金庫が、以前所属していた老齢保険金庫の口座に代わって、これらの金庫が受け取った留保資本方式での保険料額を受給権者に支払う (D 第29条3項) と改められた。廃疾保険のための資金を初級金庫間で移動させるという方式が取りやめられ、老齢保険の積立金の移動も年金の裁定時にのみ行われることが明確にされたといえよう。

(23) 30年法は、「再保険のための県・県際社会保険金庫連合」が保障と平衡の機能を果たすということを定めていた。(L 第32条) この県 (県際) 連合は県内または県際域内の賦課方式の金庫を集めたものであるが、県連合は所属する被保険者が10万人以上でない場合には隣接する県の県連合と合同して県際連合となることになっていた³⁵⁾。35年デクレは、県連合に代えて地域連合 (unions régionales) を設け、その内容を詳細に規定した。

地域連合は、地域事務所と同じ都市に本部を置き、地域事務所と同一の管轄区域——「地域」とは数県を一まとめにした単位で全国が15地域に分けられる——を有し、その区域内のもろもろの疾病・母性金庫を結集した組織である。(D 第30条1項) 各地域連合は、所属する金庫の代表で構成される評

35) 再保険県連合については、同上論文、100-101頁参照。

表4 廃疾者と地域連合の

年度	年度内の 廃疾者数 (人)	支				
		廃疾者 への ケア	廃疾 年金	年金補 填資本 の設定	廃疾者の 管理(cont- rôle)と 諸支出	廃疾費用 の合計
1937	20,587	25,000	72,000	9,000	2,000	108,000
1938	26,444	58,021	79,583	—	17,911	155,515
1939	26,624	66,197	97,692	—	51,984	215,873
1940	23,750	75,286	103,227	13,744	24,768	217,025
1941	27,500	73,503	124,037	49,673	36,707	283,910
1942	—	113,375	200,584	41,397	35,756	391,112

出所：表3と同じ

議会 (conseil) によって管理運営され、その評議会では、各金庫は加入者数に応じて代表されるように考慮される。その選挙の方式はデクレで決められるが、それまでは、所属金庫の代表21名以上——少なくとも、その3分の2は類似した金庫を集めた全国連合の提案で任命される——が理事会メンバーとして労相から指名され (nommé), 少なくとも1人の医師と1人の薬剤師を含む3人の実際家が理事会を補完する。専務 (directeur) と会計系の指名には労相の承認が必要とされた。(D第30条2項) 地域連合は次の機能を果たすことになっていた：(1) 廃疾者へのサービスを保証すること。(2) 金庫財政の保証と平衡。(3) 病人の管理 (contrôle) の組織化や予防の組織化のために事業を行うこと³⁶⁾。

(1) に関して、地域連合は、それに所属する金庫に登録した全被保険者に対して、廃疾保険の条項で決められた条件での廃疾者への手当・ケアのサービスを保証し、積立方式の金庫に代わって、廃疾年金を受給開始日から5年間支払い、さらに、この期間終了後に、廃疾金庫を通じて、廃疾補填資金 (capitaux de couverture correspondants) を設定するために出資することもできるということになっていた。(D第30条3項) その資金設定に充当し得るのは、一般保証金庫の拠出、賦課方式の金庫の年収入の黒字分からの徴

36) 地域連合の具体的活動内容について表4参照。

支出額 (1937年～1942年)

出 額 (単位：千フラン)				
社会衛生 と管理 (Hygiène sociale et contrôle)	保 証 (garantie)	平 衡 (compen- sation)	行政的管理 (gestion ad- ministrative) と 諸 雑 費	支出合計 (廃疾保 険含む)
6,000	49,000	—	8,000	171,000
14,192	9,178	38,164	12,045	229,095
30,580	13,390	62,331	18,185	340,359
8,751	11,844	68,404	26,764	332,788
41,580	21,000	58,006	52,539	457,051
50,402	22,003	106,551	35,174	605,242

収、賦課方式の金庫の1935年12月31日現在の収入の黒字分からの例外的な徴収である。地域金庫はまた、廃疾保険の負担をカバーするために、30年法で定められた県（県際）連合の1935年12月31日現在の資産を、他のものへ割り当てられている部分を除いて、受け継ぐ。これらの収入では不十分である場合、地域連合のために、アレテによって保険料全体からの徴収を設定することができるということになっていた。（D第30条4項）

（2）に関して、地域連合は保証と平衡のために、所属する金庫に帰属する保険料額のうちから、疾病保険宛保険料部分の5%および母性保険と家族負担に対する加算給付宛保険料部分の25%を徴収する。追加的な徴収も、地域連合の要請に基づき労相が認可し得ることになっている。これらの徴収されたものは、地域連合の会計簿の特別口座に記入される。清算される再保険のための県（県際）連合の資産の一部——労相と蔵相のデクレによって決定された部分——も、当初収入として、特別口座に記入される。この特別口座は、平衡部門と保証部門の二部門に分けられ、労相と蔵相に副署されたアレテが両部門間での徴収額の配分を決める。平衡部門の資金から、前の事業年度に平均よりも高いリスクをカバーしなければならなかった所属金庫に対して、それらが赤字状態にあるかどうかにかかわらず、年補助金が割り当てられる。この補助金は、労相が確認した結果に基づき、各地域向けに設定された計算早見表——これは被保険者の平均保険料額、拠出者総数における女性と1919年3月31日付け法の受給者の割合、被保険者の扶養児童数と出生数を特に考慮して設定される——に従って決められる。保証部門の資金は、平衡部門の補助金受領後も赤字状態の金庫への例外的補助金すなわち貸付金の支払いに充てられる。補助金の請求が地域連合によって拒否された場合、この請求は調停委員会に委ねることができる。調停委員会は、一般保証金庫の理事長が任命したその理事会メンバー、地域連合の代表、関係する金庫の代表各1名から構成され、その活動条件は政府規則が決めることになっていた。（D第30条5項）地域連合は、保証部門の資金が不十分である場合、一般保証金庫が管理する保証基金に援助を求めることができる。さらに、地域連合は、そ

の資金全体に基づき、労相のアレテで決められた限度内において、金庫に対する例外的な貸付金を承認することができることとされた。(D第30条6項) 要するに、地域連合は、その管轄区域内において部分的に一般保証金庫に取って代わり、所属するすべての金庫の間でのリスクの公平な相殺を行い、赤字の金庫を経済的に援助するのである。このことによって、一般保証金庫の管理運営費は大幅に減額されうるものと考えられていた³⁷⁾。

(3) に関して、地域連合は、病人の管理や予防の組織化のために、金庫と合意の上で、あらゆる有用な方策を採ることができ、また、保険——特に廃疾保険——の今後の支出を減らすために、厚相の意見と労相の認可に基づいて、母性と児童の事業、看護センター (dispensaires) と他の社会衛生や一般的な予防の機関や施設、休暇村、予防・治療施設、サナトリウム、保養所・養老院、治療・予防施設内への収容の事業といった共同利益の事業を創設したり、それに補助金を出したりすることができることになっていた。こうした名称でなされた支出は、不動産の取得を含む場合でさえ、投資とは見なされないことになっていた。また、地域連合は、前述の各種共同利益の事業と同じ性質の事業の実現のために、労相と蔵相のアレテによって定められた利率で、定められた最高限度額の範囲内で、県や市町村など所定の公的な性格をもった団体や施設に貸付をすることもできるとされていた。ただし、病院施設の建設や整備については、30年法の規定 (L第31条1項2d) を引き継いで、病院管理委員会等の答申を要することとされていた。(D第30条7項)

(24) 初級金庫に関する規定は、30年法で幾つかの条項に散らばっていたのが35年デクレでは第31条にまとめられたが、若干の修正がなされた以外には大きな変更はなかった。初級金庫の認可やその取り消し、認可拒否の場合の上訴 (L第27条1, 2, 3項, D第31条1-3項)、金庫の——そして、新たに追加された地域連合の——内部管理規則の作成とその承認 (L第34条, D第31条4項)、法人格の享受と国家による監督 (L第29条2項, D第31条

37) Rapport au Président de la République Française. *J. O.*, 31 Oct. 1935, p. 11589.

7項)、金庫の連合体結成(L第28条3項、D第31条8項)、デクレによる会計規則の決定(L第29条3項、D第31条9項)についてはほぼ旧規定が引き継がれた。金庫の職員は有給だが、設立者や管理者は無給だという条文(L第29条4項)には、管理者への交通費の払い戻しと被保険者代表への逸失賃金の補償の規定が追加された。(D第31条5項) 金庫の管理費用については、30年法では、受領した保険料の3.5%以内のデクレで定めた経費率を超えないこととされていた(L第29条5項)のが、35年デクレでは、疾病・母性保険金庫は保証基金から、老齢・死亡・廃疾保険金庫と地域連合はその投資収入から、管理費を控除することと改められ、その管理費は労相のアレテが各種の機関ごとに定めた上限を超えないこととされた。そして、この上限は、金庫や地域連合の管理費総額が社会保険実施のための財源総額の年平均で5%を超えないように設定されることになった。(D第31条5項)

(25) 金庫が受領した保険料の管理、すなわち加入者ごとリスクごとに保険料を配分することや受領した保険料を手持ち金以外は供託金庫等へ預金することといった規定についても、金庫の保険料だけでなく地域連合の保険料にも適用が拡大され、預金先に郵便振替口座が追加されたりしたが、35年デクレは30年法をほとんどそのまま引き継いだといえよう。(L第28条1項、第30条1-3項、D第32条1-4項) 保険金庫の——そして35年デクレで追加された地域連合の——流動資産の用途すなわち投資対象については、それを国家証券(valeurs d'Etat, valeurs de l'Etat)やそれらに準ずる債券・証券、公的な団体への貸付、不動産の取得とするといった基本は35年デクレでも変わらなかったにせよ、具体的にはかなり細かな修正がなされた。30年法では、国家証券、国家保証証券、一定の条件の外国証券、不動産銀行(Crédit foncier)の土地債券・市町村債券、建物の取得、公益的大鉄道会社債券が流動資産の第一の用途とされ、県や市町村など公的団体の保証する有価証券やそれらの団体への貸付、公益的団体の債券・証券やそれらへの貸付、土地取得などには流動資産の半分までしか投資できないことになっていた。いい換えれば、半分以上を国家証券などに振り向けねばならないということ

であろう。(L第31条1項) 35年デクレでは、使途の区分はなくなったが、各金庫の流動資産の半分は供託金庫が直接に投資し、他の半分は、金庫や地域連合の理事会の指示か理事会の中で選ばれ、権限を与えられた委員会の指示に基づいて、供託金庫が投資することとされ——ただし、D第41条で、経過措置として、この規定を適用しないとしている——、後者の金庫の指示による投資の場合には、投資対象が国家証券と減債基金証券とパリ証券取引所の優良株以外であれば、一般保証金庫の理事会かその理事会に権限を与えられた委員会の承認を得なければならないとされた。(D第33条1項) そして、疾病・母性金庫の準備金率と、もっぱら国家証券と自治減債基金証券とパリ証券取引所の全優良株に投資されねばならない地域連合の流動資産の割合を、労相と蔵相が決める。(D第33条2項) また、供託金庫を通じての投資とは別に、保険金庫は管理運営業務のために土地や建物を取得したり、建物を建設・整備することが一般保証金庫によって認可されうることになった(D第33条3項)が、この場合を含めて、同一の金庫や連合の不動産投資総額は投下資本総額の15%を超えることはできず、すでにその割合を超えている場合には、そうした金庫の状況が正常化されない限りは、新たな不動産投資を行うことはできない(D第33条4項)とされた。保険金庫の長短期の投資利子率は、労相と蔵相のアレテが定期的に定める最低率を下回ってはならず、不動産の取得や建設といった活動の最低利子率もアレテが定めるという35年デクレの条項(D第33条5項)は、30年法(L第31条1項2f)とそれほど違ってはいない。保険金庫が抵当権を濫除する権利を持つことや印紙税、登録税などの免除、贈与・遺贈の使用についての規定もほとんどそのまま引き継がれた。(L第31条1項2f, 2項, 3項, D第33条6-8項)³⁸⁾

(26) 疾病・母性サービスに属する年収入の黒字分のうち、35%——30年法では、20%——が金庫の準備基金のために(ただし、準備基金の額が保険料の年の収入分に達するまで)、5%が保証基金のために、そして新たに35年デクレで追加された20%が地域連合のために、強制的に徴収されることが

38) 社会保険諸機関の流動資産の投資対象については、表5参照。

表5 社会保険諸機関の投資 (1934年~1936年)

(単位:千フラン)

投資先区分	1934年	1935年	1936年	投資先区分	1934年	1935年	1936年
1. 共通労働基金への拠出 (1)				4. 供託金庫によって行われた投資 (2)			
積立方式の金庫	413,637	888,975	702,691	a. 積立方式の初級金庫の基金			
全国退職年金金庫	182,969	272,065	266,353	公債 (Rentes)	112,372	—	—
一般保証金庫	231,148	146,495	—	国家の、あるいは国家によって保証された証券	32,616	48,910	46,151
計	827,754	1,307,535	969,044	土地債券と市町村債券	158	5,329	3,806
2. 積立方式の初級金庫によって行われた投資				大鉄道会社債券	213,836	100,249	66,616
国家証券 (Val-cours d'Etat) — フランス銀行に保証された証券	105,600	107,389	68,881	計	358,981	154,488	116,573
県・市町村・公的施設への貸付	193,421	38,446	33,533	b. 賦課方式の初級金庫の基金			
不動産や土地の購入	6,596	1,528	1,597	公債	800	54	—
安価住宅協会への貸付 (3)	4,880	1,858	—	国家の、あるいは国家によって保証された証券	195,619	207,866	198,912
計	310,497	149,222	104,011	土地債券と市町村債券	49	2,992	—
3. 賦課方式の初級金庫によって行われた投資				大鉄道会社債券	86,599	90,754	9,074
国家証券 — フランス銀行に保証された証券	273,240	257,387	144,981	計	283,067	301,667	207,986
県・市町村・公的施設への貸付	28,167	24,512	3,184	c. 全国退職年金金庫の基金			
不動産や土地の購入	2,384	3,087	2,853	公債	30,303	126	—
安価住宅協会への貸付 (3)	1,619	7,800	5,351	国家の、あるいは国家によって保証された証券	14,068	21,529	1,896
計	305,410	292,787	156,370	大鉄道会社債券	159,795	71,392	89,717
				契約に基づく貸付	—	—	9,120
				計	204,166	93,047	100,732

(注1) 社会保険金庫の流動資産を用いた失業に対する大事業計画の実行に関する1934年5月15日付けデクレ・ロフにより、積立方式の初級金庫と加算連帯基金の投資の4分の3は、供託金庫によって管理される共通労働基金に割り当てられねばならない。

(注2) 供託金庫は初級金庫の可処分資金の一部を直接投資する。

(注3) 1934年においては、「担保付き融資」という項目である。

出所: *Annuaire Statistique de la France*, Vol. 51, 1935, p. 256 と Vol. 52, 1936, p. 261 と Vol. 54, 1939, p. 218より作成。

決められていた。(L第33条1項, D第34条1項) この徴収分を除いた黒字の残高は, 35年デクレによれば, 準備基金の増額に振り向けられるか, あるいは金庫が, 被保険者の妻への授乳手当とミルク券の支給, 被保険者の扶養する直系尊属と16歳以上の子供への疾病保険現物給付の支給, および6か月の疾病保険現物給付支給期間終了後もこのサービスを継続すること, 重い外科手術または費用がかかったり, 長引いたりした治療の場合に補足的給付を支給すること, 母性保険に規定されている金庫への妊娠の届け出や産前産後の検診を追加的利益の支給によって助成したり, 訪問看護婦の組織化を促進すること, のために使用することができる。これらの補足的サービスは, 保険金庫が直接実施することもできるし, 金庫から補助金を支給されている制度を仲介にして実施することもできるが, 労相の認可を必要とするとされていた。(D第34条2項) 30年法で定められた, 徴収分を除いた黒字の残高の使途のうちで, 授乳手当やミルク券の支給は35年デクレと同じであり, 直系尊属や16歳以上の子供への補足的給付の支給および補足的給付を正式なものにするための準備基金の設立についての規定もほぼ同じものが引き継がれたといえようが, 医薬費とりわけ出産に対する被保険者の負担率の引き下げ, 加算連帯基金を通じて高齢者のためにより多くの医薬費を負担すること, および保険料の割り戻しについての規定は35年デクレでは削除された。(L第33条2項)

(27) 老齢保険金庫または老齢・廃疾保険金庫が黒字である場合, 30年法によれば, 老齢保険では資産が負債を10%以上超えているとき, 廃疾保険では資産が負債を30%以上超えているとき, 金庫は, 10年目以降, この黒字分から徴収を行い, その1割を加算連帯基金と保証平衡基金に留保することになっており, また, 高死亡率の職業であるために特別料金表を利用している金庫は, 年金を増額したり, 早期に裁定するのにこの徴収分を充てることができるということになっていた(L第33条3項)が, 徴収分の具体的な使途は一般的には明らかにされていなかったといえよう。35年デクレでは, 前年の収支が黒字である老齢保険金庫の年収益の半分は, 労相のアレテが定めた

条件で、廃疾保険の支出の補填金に充当され、もう半分は、金庫のもとに残されて、保障 (prévoyance) 準備金の設定に充当されるということになっていた。この準備金が、老齢保険の保険料の数学的積立金 (réserves mathématiques) — 必要があれば、廃疾年金の補填資金 (capitaux de couverture) をも含んだ積立金 — の10%以上になったら、老齢保険金庫や老齢・廃疾保険金庫は、1946年1月1日以降、労相の認可に基づき、黒字分の可処分残高からの徴収によって、その加入者に年金の割増金を支給することができるとされた。(D第34条4項) また、30年法で、保険金庫 — 賦課方式の金庫も積立方式の金庫も含む — は、その黒字分の残高を、病院や養老院などの社会衛生・予防施設の設定、発展に使用することができると定められていた (L第33条4項) が、35年デクレでも、社会衛生・予防施設を具体的に示す代わりに、地域連合が病人の管理の組織化や予防の組織化のために行っている機関や施設の設定など (D第30条7項の規定) の列記された事業と同様の事業という表記になったが、同趣旨の規定が置かれた。(D第34条5項)

(28) 保険金庫が赤字になった場合、30年法では、準備金や一般準備基金からの徴収による対応や一般保証金庫による前貸しを定めていた (L第33条5, 6項) が、35年デクレでは、疾病・母性金庫が赤字になったときに、まず、金庫の準備金からの徴収で対応するとした。準備基金や黒字の残高からも徴収されるが、こうした徴収が赤字補填に不十分であれば、地域連合の特別口座の保証部門の資金が充当されることになっていた。(D第34条6項) 35年デクレでの、労相が直々にまたは地域連合の要請によって、財務状態が赤字の機関に対する管理や立て直しの策を採り、また、過失ある管理者の責任を追及し、場合によっては、一定限度内で給付の切り下げを命ずるなどの規定は、30年法でも、実施主体が労相でなく一般保証金庫となっていたが、だいたい同じようなものであったといえよう。(L第33条6項, D第34条7項) 社会保険の給付は、規定された財源の範囲内において保証されるだけであって、地域連合の諸金庫と保証基金の財政的不足や、老齢保険拠出分 (versements) の元本組み入れ (capitalisation) 率の低下などにより加算

基金の赤字が生じた場合には、一定の条件の下で、第1に、給付率の最高20%までの切り下げや受給資格取得条件の厳格化、第2に、保険料の最高4分の1までの引き上げを実施するということを定めた条項（L第33条8項、D第34条8項）、および社会保険の実施が一般会計予算や県・市町村の予算に社会保険法で定められている以上の負担を強くないという条項（L第33条9項、D第34条10項）は30年法も35年デクレもほとんど同じであるといっただろうが、35年デクレでは、加算基金が不十分である場合、毎年4億の元本組み入れ額を超えない範囲で、一般会計予算からの拠出によって補填されるという国庫負担の増額を記載した条項（D第34条9項）が追加された。

（29）既存の種々の退職年金金庫の活動の継続、雇主制度^{39）}、金庫の清算などについての条項（L第44条1-6項、D第35条1-6項）も大きな変更箇所はほとんどないが、退職年金金庫などが老齢・廃疾保険のために本部所在地の県の外に地方支部を設けることができるという30年法の記述（L第44条1項）は削除され、1910年の労働者農民退職年金法の保険金庫の活動の停止を定めた条項（L第45条1項）も、もはや必要でなくなったからであろうが、35年デクレでは削除されていた。社会保険に関する訴訟や和解を担当する機関として、30年法は、治安判事を委員長とする小郡委員会（*commission cantonale*）^{40）}の設置を定めた条項（L第63条1項）を置いていたが、35年デクレでは、小郡委員会が郡委員会（*commission d'arrondissement*）に改められ、郡委員会を主宰するのは郡の行政中心地の治安判事か控訴院の裁判長に任命された治安判事の代理人であり、労相と法相の提案によるデクレによって幾つかの郡委員会部会（*sections*）を設立できるということや、書留郵便による提訴の期限が追加された。（D第36条1項）郡委員会の構成員となる雇主と被保険者の選出についても、30年法では、県（県際）事務所（*office*）が毎年、小郡ごとに、任期3か月の雇主と被保険者各4名ずつと補欠者1名ずつを選ぶということになっていた（L第63条2項）が、35年デクレでは、

39）拙稿、前掲論文、「フランス社会保険制度の管理運営機構」、94-100頁参照。

40）同上論文、80-81頁参照。

地域事務所が毎年、郡ごとに、任期1か月の雇主と被保険者各12名ずつと補欠者6名を選ぶと改められた。(D第36条2項) この委員会に関しては、他の修正はなかったといえよう。(L第63条, D第36条)

(30) 社会保険の行政機関として⁴¹⁾、35年デクレによれば、各県に、労相が管轄する地域事務所 (services régionaux) が置かれることになったが、この地域事務所は30年法の県 (県際) 社会保険事務所の代わりに設けられたもの (L第68条1項, D第37条1項) であり、30年法を引き継いでいる35年デクレの条文では、県社会保険事務所と記載されていた部分はすべて地域事務所に置き換えられている。地域事務所の数と構成は、労相の提案によるデクレで決定され、その所長 (directeur) と職員は労相のアレテで指名されるということになっていた (D第37条4項) が、既存の郵便振替の15地域と一致する管轄区域をもつ15の地域事務所が置かれた⁴²⁾。地域事務所は被保険者の登録、削除の業務を行い、加入申請や保険料払い込み証明書を受理し、管理する。こうしたことに加えて、30年法では、社会保険個人票の交付と、雇主から提出された加入申請や保険料払い込み証明書を関係機関へ送付することも県事務所の業務とされていたが、この部分は削除された。地域事務所は、また、供託金庫を通じて、各種の金庫および地域連合——35年デクレで、地域連合が追加され、一般保証金庫が削除された——に帰属する金額を貸方記入させ、郡委員会の被選挙人のリストを作成し、一般保証金庫の負担する費用の決済や監査 (contrôle) を行うことができる——30年法では、県事務所が加算連帯基金から支払われる費用の使途を監視するとなっていた——とされた。(D第37条5項, L第68条5項) 35年デクレでは、社会保険の一般的監督は労相に帰属する特別局 (service spécial) に委ねられることになったが、30年法では、これは退職年金監督局 (service de contrôle des retraites) に委ねられることになっていた。(L第68条2項, D第37条2項) 社会保険

41) 30年法の行政監督制度について、同上論文、73-78頁参照。

42) Henry G. Galant, *Histoire politique de la Sécurité sociale française 1945-1952*, Paris, Librairie Armand Colin, 1955, p. 20.

法実施のための各種の事務所 (services) や金庫の活動費は、労働省予算とは別の加算連帯基金への国庫補助金と保険料の総額の5%を最高限度として、加算連帯基金によって負担されるという条項(L第68条6項)は35年デクレでは削除され、労相は社会保険に関するあらゆる問題に関与できるという条項(D第37条6項)が追加された。労相が社会保険の実施状況の統計を作成するなどを定めた条項(L第68条3項, D第37条3項)は変更されず、社会保険高等評議会およびその常任部について定めた条項も基本的にはそのままであったが、社会保険高等評議会にあっては、そのメンバーが一部変更され、労相と蔵相の代理はそれぞれ4名と2名が6名と3名に増員され、初級金庫理事会と地域連合理事会の代表も各10名ずつが12名ずつに増員され、さらに、コンセイユ・デタ副長官に任命されたコンセイユ・デタ評議官、院長から任命された会計検査院主任参事官、労相から任命されたフランス・アクチュアリー協会会員各1名と社会保険行政機関の職員代表2名が新たに追加され、農業関係の農相代理1名と農業共済組合理事会代表3名が削除された。そして、労相の提案によるデクレが高等評議会設立のための選挙の方式を定めるとした。(L第68条8項, D第37条8項) 常任部に関しても、30年法で、技術と財政、管理と失業保障、法律、医薬の4部会に分けられていた点が改められ、35年デクレでは、財政、管理と法律、医薬の3部会に分けるということになった。(L第68条9項, D第37条9項)

(31) 一般保証金庫 (Caisse générale de garantie)⁴³⁾については、その基本的な形態に変化はなかったといえよう。しかし、一般保証金庫が独立採算制を採るということは変わらなかったが、35年デクレでは、この金庫は公的施設であるとされ、労相に属するとされていたのが労相と蔵相の二重の監督に委ねられると変わった。一般保証金庫が2つの基金を管理するという構造に変わりはなかったが、これらの基金の名称が、加算連帯基金は加算基金 (fonds de majoration) に、保証平衡基金は保証基金 (fonds de garantie)

43) 一般保証金庫について、拙稿、前掲論文、「フランス社会保険制度の管理運営機構」、101-104頁参照。

に変わった。(L第69条1項, 第71条1項, D第38条1項) 一般保証金庫を管理する理事会 (conseil, conseil d' administration) に関して, その会長はコンセイユ・デタ副長官に任命された部会長かまたはコンセイユ・デタ評議員と改められ, その構成員についても, 総数20名が14名に減員され, その中でも県連合と初級金庫の理事会の代表が14名であったのが老齢保険金庫の代表3名と地域連合の代表4名の計7名に半減させられ, 労相代理は1名増員されたこともあって, 政府の比重が高められたといえよう。また, 労相の提案に基づくデクレがこの理事会のための選挙方法を定め, 専務 (directeur général) を指名する。職員は専務の権限下に置かれるが, 管理職職員の構成, 定員, 募集や昇進の条件は理事会が決定すると35年デクレで追加して規定された。(L第71条2項, D第38条2項) 加算基金からの支払いの対象とされるものとしては, 労働者農民退職年金法の清算によって生じた支出, 老齢年金の法定最低限を維持するための補足, 社会保険の各種行政機関の活動費の一般会計予算への払い戻しという30年法でも記載されていたもののほかに, 同法で経過措置として法施行時に60-65歳のサラリエが老齢保険にだけ加入することを認められたが, かれらの取得する年金を500fr. にするための補足や35年デクレでの新たな経過措置に伴う支出の負担, 一括請負額として支払われた郵税免除分の払い戻し, が新たに明記された。一方, 任意保険と農業関係の削除に加えて, 家族負担加算分の払い戻しと, 既述のような廃疾年金規定の変更に伴う廃疾年金の法定最低限維持のための補足についての規定が35年デクレでは削除された。(L第69条2項, D第38条3, 4項) 加算基金の収入源としては, 国庫補助金, 60歳以上のサラリエを雇う雇主の保険料, 老齢保険向けの保険料からの徴収分, サラリエでない被保険者の妻の保険料からの年20fr. の徴収などが30年法の加算連帯基金の場合と同じであり, 30年法で設けられたが清算されることになった「社会保険証紙販売収益」口座の残高が新たに収入源として追加されたが, 35年デクレでは, 労使の保険料からの徴収, 死亡保険向けの保険料からの徴収, 社会保険実施に伴う国や市町村の扶助費用節約分の全部または半分, 金庫の賦課方式の保険の年収入の

黒字分、贈与や遺贈については収入源から削除された。加算（連帯）基金への国庫補助金については、30年法では、労働者農民退職年金法の国家負担分に相当する額として年5億4千万フランとされていたが、35年デクレでは、労働者農民退職年金法については触れられず、単に国庫補助金の額は1億4千万フランとすると定められた。（L第69条5項、D第38条5項）30年法では、保証平衡基金は社会保険金庫の年収の欠損の補填や支払い不能の防止を目的とすると記載されていた（L第70条）が、35年デクレは、保証基金の機能をもう少し具体的に示した。保証基金は、地域連合の会計簿の特別口座の平衡部門と保証部門が欠損を示すとき、保険金庫や地域連合の会計に関する規則を定めた労相と蔵相のデクレ（D第31条9項の規定）によって決定された条件で、補助金支給に振り当てられたり、あるいは前もって地域連合に振り当てられる。また、保証基金の財源からは、地域連合の行っている廃疾保険の支出のために、労相と蔵相の提案に基づくデクレの決めた条件で、例外的な徴収が行われ（D第38条7項）、一般保証金庫によっても、毎年、管理費（*frais d'administration*）の支払いに必要な金額が徴収される。（D第38条8項）保証平衡基金の収入源として、30年法は、保険金庫が受け取ったすべての保険料の0.2%、賦課方式の金庫の保険料総額の5%、賦課方式のサービスの年収の黒字からの2%の徴収、老齢保険保険料の一部を定めていた（L第70条）が、35年デクレでは、保証基金の財源は、30年法の保証平衡基金の資産を当初基本財産とし、それに毎年の収入源として、当初基本財産からの収入（*revenu*）、賦課方式の金庫の収入（*recettes*）の黒字からの徴収、および、基金の資金が2億以下に低下した場合に、賦課方式の危険に帰属する保険料からの、労相と蔵相の提案に基づくデクレで決められた率での、例外的で臨時的な徴収が充てられるとされた。（D第38条6項）

35年デクレは、さらに、一般保証金庫が、金庫等の会計に関する規則を定めた第31条9項のデクレの決定する条件で、その会計簿（*écritures*）の中に、被保険者の「失業の場合の保険への権利の維持」（D第15条）の機能と未払い保険料の充当（D第21条）の機能のために2つの特別口座を開設すること

(D第38条9項), および, 基金の管理や投資に関して, 認められた手持ち金額の超過額を供託金庫等へ預金すること(D第32条)とか, 金庫の流動資産の投資のあり方を定めた条項(D第33条)は一般保証金庫にも適用されるということ(D第38条10項)を追加して規定した。

(32) 経過規定において, まず, 修正された1928年4月5日付法すなわち30年法の任意保険契約の条項(L第37条から第43条まで)の破棄が示された。(D第39条1項) 30年法は, 強制被保険者と同様の所得制限額以下の自営業者, その所得制限額を一定の範囲内において超えている強制被保険者, および強制被保険者の妻を対象に, 任意の契約として, 強制被保険者の場合と同様の疾病, 廃疾, 老齢, 死亡の危険に対する保険, 母性と家族負担への援助を定めていた。任意被保険者のうち, 強制被保険者の妻については35年デクレで新たな規定が置かれた(D第16条)わけだが, 他の者に対する任意保険は廃止されることになったのである。この場合, 任意保険被保険者がこの間に積立方式の危険のために拠出した保険料の取り扱いが問題になるが, 35年デクレでは, 1936年1月1日以前に年金の裁定を申請した場合を別にして(D第39条5項), 1936年7月1日以前に, 死亡, 老齢, 廃疾の任意保険の数学的積立金の払い戻しを申請するか, さもなければ, 彼らの所属する初級金庫と連結した共済組合自治金庫——場合によっては全国老齢者退職年金金庫——の退職年金個人口座に, 一般保証金庫により15%加算された積立金が払い込まれると定めた。(D第39条2, 3項) この積立金の計算の規則や積立金の移転の方法は, 労相のアレテが決定する。(D第39条4項) 政府は任意保険の領域を私的イニシアティブすなわち共済組合に残しておこうとして社会保険の中から任意保険を廃止したのだといわれ, これが共済組合に対する一つの譲歩という面をも持っていたようだが, 任意保険被保険者の利益は侵害されないし, これによって, 政府の仕事と財政負担は大いに軽減されたのだといわれる⁴⁴⁾。また, 30年法において経過的措施として置かれた, 法施行時60-65歳のサラリエで社会保険の老齢の危険の強制保険にのみ加入が認

44) Lavielle, *op. cit.*, p. 123.

められた者に対する年金500fr.の最低保証の規定（L第15条3項）、労働者農民退職年金法の強制被保険者で社会保険法の強制被保険者となった者に、一定の年齢条件の下に、老齢、廃疾、死亡保険において労働者農民退職年金の規定の継続適用などを認めたり（L第47条1項）、労働者農民退職年金法の任意被保険者にインフレ調整分を認めた（L第48条）こと、旧軍人や戦争犠牲者に対する国の補助金の規定（L第51条5項）、老齢・廃疾年金の受給権に臨時的規定を設けた1935年7月10日付け法、これらの規定が引き続いて効力を持つことが定められた。（D第39条6項）

経過規定として、既述のような保険料率を7%にするという条項（D第40条）のほかに、社会保険から共同労働基金（fonds commun de travail）への資金供与を決めた条項が置かれた。共同労働基金の流動資産は、1934年5月15日付けデクレの第1条から第6条に定められた条件において、失業を減らすための土木事業の実施に協力する団体への貸付けに優先的に利用されるということになっており（D第41条4項）、これは当時深刻になっていた失業に対する一つの対策であった。この条項により、老齢保険や老齢・廃疾保険の金庫および一般保証金庫の加算基金は、1940年12月31日までの期間、その流動資産の75%を——流動資産の半分は各金庫の指示に基づいて投資されるという第33条の規定に反しても——供託金庫によって管理される共同労働基金の設定に割り当てるとされた。（D第41条1項）⁴⁵⁾ 各金庫の流動資産のうちの供託金庫が直接に投資した部分についても、全部であれ一部であれ、同じよう可以使用できるとされた。（D第41条2項）また、地域連合は少なくとも3億フランを共同労働基金に充てねばならず、この共同労働基金に対する債権を、後日、廃疾保険金庫に譲渡して、これら廃疾保険金庫が支給する年金の補填資金とすることができるとされた。（D第41条3項）⁴⁶⁾

45) 表5参照。

46) アントネルリは、こうした保険料率の8%から7%への引き下げと社会保険資金の失業対策事業のための共同労働基金への流用と社会保険に対する国庫補助金の大幅削減は一体として理解すべきもので、大蔵省の高級官僚が仕組んだ社会保
(次頁脚注に続く)

経過規定では、最後に、35年デクレの施行に関連した条項を置いた。政府一般規則が必要な方策を決定するという30年法の規定（L第84条1項）に、それはとりわけ30年法の制度との調整のための方策（D第42条1項）を決定すると追加し、また、アルザス・ロレーヌのバ・ラン、オ・ラン、モーゼルの3県では特別法が適用されるという30年法の規定（L第52条）に、アルザス・ロレーヌ問題担当相と労相と蔵相等の提案に基づいて出される政府特別規則やデクレが必要な方策や調整のための規則を決定する（D第42条3項）と追加した。このデクレは、1936年1月1日に実施され、これに反する規定はすべて廃止される（D第42条4項）が、原則として、植民地には適用されない（D第42条2項）。各大臣は、各自に関係することに関して、このデクレの実施を担当する（D第43条）ということと、このデクレが承認を得るために議会に委ねられる（D第42条5項）ということも記載されていた。

3. 改革の要約と意義

1935年10月28日のデクレ・ロワによってもたらされた1930年社会保険法による社会保険制度の主な改正点は、次のように要約できるであろう。（1）賃金労働者（サラリエ）の範囲の拡大と任意保険の廃止。（2）地域化（régionalisation）。（3）四半期票方式の採用と保険料拠出方法の変更。（4）その他の現実的対応措置と制度の明確化。

險機関の財政的弱体化を狙った策略であったと述べている。大蔵省の高級官僚やアクチュアリーは、自分たちの権限の外部に、社会保険制度という基本的なサービスを担当し、比較的 management 運営の自律性が認められた、多額の資金を有する巨大な組織が設立されるのを恐れていて、1928年に社会保険法が採択されて以来、その資金の自由な使用権を取り上げ、資金を減少させ、社会保険機関の財政的独立性を損ねることを狙ってきていたのであったが、1935年以前には労働省アクチュアリーへの抵抗や議会の反対で成功しなかった。しかし、財政危機下で予算節約の必要性を訴え、スキャンダルを利用し、また、デクレ・ロワという手っ取り早く実施に移せる手続きを使ったことによって、1935年において、社会保険制度の当初の財政的性格を大きく変えることに成功したのだといわれる。Antonelli, *op. cit.*, pp. 41~44.

(1) 強制保険適用対象となる賃金労働者(サラリエ)の範囲は拡大された。サラリエの範囲については、1931年に破棄院により、労働契約を結んだ労働者のことであるとされていたのだが、35年デクレ・ロワは、それを解釈の誤りとして、労働契約という法的従属の観念によらないで、より広範な経済的従属の観念に基づいてサラリエである条件を決めることと改めた。サラリエとは労働の報酬を得るために他の人に従属している個人のことであって、雇主の統率(autorité)の下で働いているか否かには関係しないと考えられたのであった⁴⁷⁾。一方、強制保険加入対象となる限度額を超えない所得の、サラリエの範疇には入らない職人、小雇主、小商人などのいわば「自営業者」等が加入できることになっていた30年法の任意保険は、被保険者の妻のための任意保険を除いて、廃止された。60歳以上の労働者の社会保険からの排除もより徹底された。こうした改革は社会保険の経費削減という意図によるところが大きいであろうが、私保険の活動領域の保証・拡大に貢献することになるであろう。だが、一方における適用対象者の拡大と、他方における任意保険の廃止による任意加入者の排除は、社会保険の労働者保険・被用者保険としての性格を強化し、その実効性を高めるものであったといえよう⁴⁸⁾。

(2) 30年法下の社会保険制度においては、賦課方式の危険を管理する初級金庫の再保険を担当する機関として県社会保険再保険連合、社会保険の行政監督部門の第一線の窓口として県社会保険事務所、金庫と実際家の職業組合との協約に関する係争を処理する機関で、三者委員会ともいわれる県委員会が置かれていたが、35年デクレ・ロワにより、これらは業務の基本的性格を変えずに——業務の内容や権限は拡大したが——、それぞれ、地域連合、

47) André Rouast et Paul Durand, *Précis de Législation industrielle (Droit du Travail)*, Paris, Librairie Dalloz, 1948, p. 432.

48) 社会保険の実質的な加入者(保険料の拠出者)数は、農業部門を別にすれば、30年代を通じて大体600万人台の真ん中辺りであり、あまり変化はなかった。35年の改革は、加入者数を増やすことにあまり貢献したとはいえないにせよ、社会保険再組織化によって、加入者数が減少傾向を示し始めたのに歯止めをかけ、恐慌という経済的悪条件の下で、むしろ加入者数に若干の増加をもたらすという成果をあげたと考えられよう。表6参照。

地域事務所、地域委員会という、地域を単位とし、相互に並行して機能する機関に引き継がれることになった。一地域は数県を集合したものであるから、県単位の機関を地域単位の機関に置き換えることによって、機関の数を数分の一に減らすことが可能となる。ただし、10万人以上の被保険者を集められない県連合は、隣接する県の県連合と合同して県際連合となることになってきたから、県（県際）連合の数は実際の県の数よりもかなり少なかったと思われる。

地域は、公衆衛生や廃疾の予防の活動を実行するのに適した広さであり、

表 6 社会保険被保険者数の推定 (1931年~1942年) (1)

(単位：千人)

年 度 (12月31日現在)	非農業のサラリエ			農業のサラリエ			農 業 の 任意保険 登 録 者
	登録者 I.	被保険者 に送られ た票 II.	抛出者の 数 III.	登録者 I.	被保険者 に送られ た票 II.	抛出者の 数 III.	
1931	8,511	—	6,446	795	—	—	—
1932	9,308	8,217	8,540	927	765	—	118
1933	9,680	7,930	6,360	1,035	783	473	132
1934	9,855	7,726	6,254	1,107	717	523	137
1935	10,099	6,450	6,266	1,162	603	552	139
1936	10,456	7,679	6,475	1,247	993	579	146
1937	10,883	7,077	6,584	1,425	1,052	860	145
1938	11,115	7,466	6,774	1,502	1,113	950	145
1939	11,484	7,306	6,689	1,601	1,074	918	149
1940	12,153	6,832	5,647	1,663	1,155	647	147
1941	12,997	7,568	6,903	—	—	—	—
1942	13,872	—	(2)7,000	—	—	—	—

(注1) 法の施行中に集められた統計では、被保険者数を厳密に確定することはできない。登録(I)は被保険者の的確な状態を示していないし、それは、受取人に届けられた抛出品の数によって明確にされる地域事務所と連絡した被保険者の実数(II)よりもずっと大きい。

抛出品数(III)は地域事務所に戻された抛出品書類の数によって算定されるが、この書類はしばしば遅れて回収されるということも考慮しなければならない。回収された年間の抛出品数とは年度内に少なくとも一度の抛出品をした被保険者の数に対応している。回収された票の4分の1は規則的に抛出品している被保険者の数を示しており、一度しか抛出品をしなかった被保険者、二度抛出品の被保険者、三度抛出品をした被保険者はそれぞれ4分の1に相当している。

(注2) 1942年以降の四半期票の廃止により、もはや抛出品数を決定することはできなくなった。1942年から1944年の期間には、抛出品数は700万人、次いで1945年には750万人と見積られた。

出所：Annuaire Statistique de la France, Vol. 56, 1946, p. 278.

被保険者と初級金庫と地域連合や行政機関がそれぞれの間相互に良好な関係を築くにもふさわしい広がりであるとも考えられており、「地域化」にはそうした側面への配慮もあったであろうが、それ以上に、基本的な管理運営機構改革の一環として行われた「地域化」は、業務の合理的組織化・簡素化と経費の節減をもたらすということが重視されていた。「地域化」は地方分権化（décentralisation）の一手段であるともいわれた⁴⁹⁾が、それは、同時に、社会保険の統合化への一歩であったと見ることもできよう。

(3) 30年法の年カードと四半期票の2本建て方式は、35年デクレ・ロワにより四半期票のみの方式に統一され、それを基本に据えた方法が取り入れられた。四半期を1つの単位として、それを保険料の拠出と給付の算定の基礎に置く方式が作り上げられることになったのである。これにより、報酬額やそれに対応する保険料額は、原則として、3か月間固定される。保険料の徴収は毎月行われるが、保険料の拠出は、従来の基本的方法とされた賃金支払いのたびに証紙を貼付するという方法が、郵便局で3か月ごとに現金や小切手や為替で支払うという方法に変わった⁵⁰⁾。また、四半期票の方式が採用されたことによって、基礎賃金を5段階に分ける段階別保険料方式からより公正であるがより手数の掛かる報酬比例保険料方式⁵¹⁾への切り換えが可能になったし、給付を受給するための拠出要件についても、30年法の3か月間に60日以上や1年間に240日以上といった一定期間に定められた拠出日数を必要とする方式から35年デクレ・ロワによる6か月間に30fr.以上とか1年間に60fr.以上といった3か月を1単位とした一定期間に定められた金額（3か月につき15fr.以上）の拠出を必要とする方式への変更が行われることになったのであり、さらに、この定額拠出が要件となることによって、疾病保

49) Rapport au Président de la République Française, *op. cit.*, p. 11589.

50) 保険料の拠出方法は、この後、1942年1月6日付法と1945年10月4日のオルドナンスによって、雇主が、従業員10人以上の企業では3か月ごとに、10人未満では毎月、社会保障金庫に直接、賃金額と保険料総額の全体的明細書を送り、同時に保険料を支払うということになった。Rouast et Durand, *op. cit.*, p. 438.

51) 報酬比例保険料方式は、報酬が変動する労働者を段階区分することの困難さを回避する。*Ibid.*, p. 436.

険や母性保険や失業時において支給される一括保険料が整合性を持つようになったのだといえよう。保険料拠出方法に関するこうした改革は、業務の合理化・簡素化とそれに伴う経費の節約を目指していることは間違いないが、広く国民に受け入れてもらえるような制度へ向けて、普及と定着のための改善を主目的としていたと考えられよう。

(4) 疾病保険において、自己負担率の引き上げを初めとする一連の医療経費の直接的な節約措置がとられ、さらに、入院の場合や医療補助者に対する費用などについて、初級金庫の自主的決定に委ねる部分が増やされたが、これも社会保険の医療関係経費の間接的な節約措置であったといえるだろう。世界恐慌の下で、財政赤字⁵²⁾に苦しむ当時のフランスにとって歳出の削減は至上命令となっており、社会保険の経費を少なくし、国庫負担を削減することがぜひとも必要とされていたのであった。35年デクレ・ロワの一つの主眼はその点にあった。保険料率⁵³⁾の一時的引き下げは、被保険者の負担の急激な増加をもたらすことになるこうした改革への抵抗感を多少とも緩和しようとする狙いが込められていたに違いない。

このほかに、疾病保険における金庫と医師組合の係争に配慮した高等管理委員会の設置や、母性保険のミルク券の給付や廃疾保険の年金額確定の廃止などに見られるような、社会保険制度の定着化・安定化のための措置、制度の合理化・適正化を図りつつ経費の節約も行うという形の改定が、35年デク

52) 「予算の赤字は、1931年に生じた。……1931年から1935年の間に、歳入は507億フランから395億フランに減少しており、歳出は557億フランから500億フランに変化した。」F. Caron, *op. cit.*, 邦訳, 288頁。

53) 労使が折半で負担する社会保険の二重保険料の料率は、1928年法で10%とされていたのが、1930年法で8%と決められ、実施されたが、35年デクレ・ロワの経過規定により、1936年の1年間だけ7%に引き下げられ、その後は再び8%となった。1944年12月31日と1945年10月4日のオールドナンスは、これを一気に12%に引き上げた。一方、1941年3月14日付け法が、賦課方式を採用することによって、すべての老齢賃金労働者に老齢給付が支給されるよう手当を支給することにした結果、財政不均衡が続いたので、1944年12月30日のオールドナンスは、その対応措置として、雇主に4%の追加的保険料を課することにした。Rouast et Durand, *op. cit.*, pp. 436-447.

レ・ロワにおいて注目されるべきであろう。そして、曖昧な規定の明確化などの主旨の変更を意図したわけではない規定の改善も全体にわたって数多く行われた。

むすびにかえて

35年デクレ・ロワは、30年社会保険法に対してそれまでになされてきた修正の集大成としての意味合いが強いが、さらに、それに新たな修正が付け加えられたものであった。それは30年法による社会保険制度の重要な基本原則と考えられていたもの——強制保険、自由診療、自律的な金庫制度など——を変更するものではなかった。むしろ、そうした基本原則を前提とした上で、社会保険の実施に伴って明らかになったり、生じてきた欠陥を、実施の経験と広がりやを踏まえて是正することに主眼が置かれており、より合理的な、より簡素で公正な、より費用のかからない制度への転換をはかろうとするものであったといえよう。

社会保険制度を一挙にかつ大規模に改めるという急激な改革でもなく、重要な基本原則の変更をもたらすものでもない以上、35年デクレ・ロワによる改革は地味な、把握しにくい改革と考えられるかもしれない。しかし、30年社会保険法自体がかなり不完全な形で作られていたのである。30年法は、28年法の改正法であって、フランスに最初の社会保険制度を設立したとして大きな意義を持つものであるが、それは、初めての経験であるとか妥協の産物であるというやむを得ない事情があったにせよ、拙速に作られ、問題点が少なくなかったし、社会的、経済的状況の変化に対応して改めねばならない点も出てきていた。とりわけ、社会保険制度の運営や普及に障碍となる業務の方法や仕組み、経費負担の重圧は、この制度の将来ひいてはその存立に大きな影響を及ぼしうるものだった。35年デクレ・ロワはこうした点についての改革だったのである。それは、一見華々しさを持っていないにせよ、社会保険制度の基礎固めをするという点で大きな貢献をすることになるので

ある⁵⁴⁾。

フランスでは、1945年10月4日付けのオールドナンスを初めとする一連の法令によって、国民全体を適用対象とし、社会保険や関連諸制度の統一化を目指した社会保障制度が設立される。35年デクレ・ロワはヴィシー政府の法律により幾つかの点で修正がなされた⁵⁵⁾が、第二次大戦を挟んで10年後の1945年10月19日付けのオールドナンスまで効力を保持する。35年デクレ・ロワによって作られた社会保険制度が、基本的に、社会保障制度への直接的な踏み台となるわけである。そうした社会保険制度の普及と定着——例えば、労働者全体への社会保険の一般化や疾病、母性、死亡、廃疾、老齢保険の整備、改善と社会保険の領域におけるそれらの一体化の推進——を前提にして初めて、社会保障制度——その理念において、適用対象を国民全体へ一般化し、社会保険の各種部門や関連制度を統合することが必要とされる——の実現が具体的プログラムになりえたのである。35年デクレ・ロワによる社会保険制度の多くが社会保障制度に引き継がれていく。この改革は、まさに社会保障制度の基礎を作ったのであった。

54) 1931年以降1936年まで、保険料収入はずっと減少傾向を示していた。36年は保険料率の一時的引き下げが行われたのだから保険料収入の減少は当然であろうが、1937年からは保険料収入は大きく増加に転ずる。これも、35年の改革の効果であるだろう。表2参照。

55) 1941年3月14日付け法は老齢保険の財政制度を修正し、1942年1月6日付けの2つの法律は、新しい範疇の労働者に社会保険の適用を拡大し、また、保険料の計算と拠出方法を修正した。Rouast et Durand, *op. cit.*, p. 426.